

平成27年第4回能登町議会9月定例会議 会議日程表

9月7日から9月15日（9日間）

日 程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第1日	9 月 7 日	月	午前10時00分	本会議	再開・開議 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議案上程 提案理由の説明 質疑・委員会付託 決算特別委員会の設置 及び委員の選任 請願、陳情上程・趣旨説明 朗読・委員会付託
第2日	9 月 8 日	火		委員会	
第3日	9 月 9 日	水		休会	
第4日	9 月 10 日	木		休会	
第5日	9 月 11 日	金	午前10時00分	本会議	一般質問
第6日	9 月 12 日	土		休日	
第7日	9 月 13 日	日		休日	
第8日	9 月 14 日	月	午前10時00分	本会議	一般質問
第9日	9 月 15 日	火	午前10時00分	本会議	委員長報告 質疑・討論・採決 閉議・散会

開議（午前１０時００分）

開議

議長（鍛冶谷眞一）

ただいまから、平成２７年第４回能登町議会９月定例会議を開会いたします。ただいまの出席議員数は、１２人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、本９月定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から９月１５日までといたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（鍛冶谷眞一）

日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定によって、１番 田端 雄市 君、２番 金七 祐太郎君を指名いたします。

諸般の報告

議長（鍛冶谷眞一）

日程第２、「諸般の報告」を行います。

地方自治法第１２１条の規定により、本定例会議に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたので、ご了承願います。

本定例会議に、町長より別冊配布のとおり、議案８件、認定１３件が提出されております。

次に、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、平成２６年度決算に基づく能登町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告があり、報告第９号として、お手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成２６年度決算審査、及び平成２７年５月分、６月分、７月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（鍛冶谷眞一）

日程第3、議案第60号「平成27年度能登町一般会計補正予算」から、日程第23、認定第13号「平成26年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの21件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

提案理由の説明

議長（鍛冶谷眞一）

町長から提案理由の説明を求めます。町長 持木一茂 君。

町長（持木一茂）

本日ここに、平成27年第4回能登町議会9月定例会議の開会にあたり、ご提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の9月6日に急逝されました能登町議会議員 奥成壮三郎氏におかれましては、突然の訃報に驚いており、誠に痛惜の念に堪えません。

奥成議員は、平成11年に内浦町議会議員に初当選され、平成17年の町村合併以降も、住環境の整備促進や観光振興など町政の重要課題に取り組んでこられました。氏が生前、町政発展のために傾注された情熱と御功績を深く胸に刻み、深く感謝申し上げますとともに、議員各位とともに心よりその御冥福をお祈り申し上げます。さて、9月1日は防災の日でありました。

祝日とはなっておりませんが、昭和35年に内閣府で制定された記念日であり、9月1日は、あの痛ましい関東大震災が起こった日であります。

常日頃から災害への備えを怠らないようにするため、能登町でも9月27日に能登町総合防災訓練を、小木中学校をメイン会場とし、町内一円で実施いたします。今年の防災訓練は、地震・津波を想定した訓練です。地震での身を守る訓練や沿岸部での大津波からの避難訓練には、町内の小中学生が参加するほか、避難所となる各地区の小学校体育館での訓練では、中学生がスタッフとして活動することとしています。

防災の基本理念である、住民一人ひとりが自らの身を災害から守る「自助」、地域でお互いを守る「共助」ということは、今後ますます欠かせないものとなることから、子ども達にも参加してもらい、地域の防災力の向上に努め、町民

の生命・財産を守るため防災対策に取り組みたいと考えております。

また、総合防災訓練のメイン会場となる小木中学校及び小木港では、関係機関との連携の下、各種復旧訓練、沿岸訓練や地震体験訓練など、様々な訓練を実施いたしますので、町民の皆様や、議員の皆様にも是非ご参加いただければと思います。

次に、9月3日に国民一人ひとりに番号を割り当てるマイナンバー法の改正案が可決・成立しました。10月5日時点での住民票に記載されている住所へマイナンバーの関係書類が、世帯ごとに簡易書留で届けられます。来年の1月からは、マイナンバーの利用がスタートし、これからは、社会保障関係の手続き、税務関係の手続き、災害対策でマイナンバーが必要となりますので、書留の中身をよく確認し、特に「通知カード」は大切に保管して、手続きをしていただきたいと思います。

次に、9月13日に、能登町の合併10周年記念事業として「ご当地グルメグランプリ in 能登町」が宇出津新町通りで開催されます。当町の青年団体による、町産の食材を使った創作料理の屋台が並ぶ予定です。町内各地の若者が協力し、地元の食材を再確認するとともに、当町の食の豊かさと魅力を発信してくれるものと期待しています。

次に、去る8月26日に、町内の4中学校から中学生13人が参加して「能登町子ども議会」を開催いたしました。これは、中学生の皆さんに議場で将来のまちづくり等について、自由な発想や視点から質問や提案をしていただき、中学生が町政に興味や関心をもち、社会への参加意識を高めてもらおうというものです。

私自身も、中学生の皆さんが、日ごろの生活で感じていることや困っていること、町への要望などをお聞きし、次代を担う若者のしっかりした考え方、能登町の将来や地域への思いに触れ、頼もしく感じ、そして町政発展に取り組む気持ちを新たにしたところです。

中学生の皆さんからいただいた知恵や発想、アイデアにつきましては、今後の町政に活かしていきたいと考えています。

それでは、本日ご提案いたしました議案8件及び認定13件につきまして、逐次ご説明いたします。

議案第60号から第64号までは、一般会計、特別会計予算の補正であります。

今回の補正の主な内容は、宇出津 新港に建設を予定しております水産物加工処理施設の実施設設計費や給排水管整備費の追加をはじめ、道の駅「桜峠」の増改築費、テニス資料館建設費を追加したほか、事業の進捗による組替えや調整を行ったものであります。

議案第60号「平成27年度能登町一般会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億836万8000円を追加し、予算総額を、154億7410万8000円とするものです。
歳出から説明いたします。

第2款「総務費」では、1604万6000円の追加であります。第1項「総務管理費」に、一般管理費で個人番号制度に係るネットワーク機器の購入及び設定業務費を追加しております。一般財産管理費では、ウシツ電子跡地の地質調査費を追加計上したほか、遊休施設解体工事確定による実施設計費の追加であります。また、新地方公会計整備費では、総務省より要請があります「統一的な基準による地方公会計」の平成29年度導入に向けて、財務書類作成の前提となる固定資産台帳の整備費を計上しております。企画調整費では、奥能登広域圏事務組合負担金のうち、法改正に伴う共同電算費の追加であります。また、地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付を受けて、能登町1次産業「見える化」事業を追加しております。内容は、1次産業への新規就業を促す仕組みづくりに取り組むため、能登町で特化している1次産業の映像化を行い、子どもたちやUIターン希望者へ町の1次産業の認知を図ることを目指すものです。第2項「戸籍住民基本台帳費」では、来年1月から始まります個人番号カードの交付事務費について、追加と組み替えを行っております。

第3款「民生費」は、24万円の追加であります。第1項「社会福祉費」では、社会福祉施設費において、柳田ゲートボール場トイレの修繕費の追加であります。介護保険費では、介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金の減額であります。第2項「児童福祉費」では、県と町が連携して新たに実施する「3世代ファミリー同居・近居促進事業費」を計上したほか、管外保育委託料の組み替えを行っております。

第4款「衛生費」では、簡易水道特別会計繰出金37万4000円の追加であります。

第5款「労働費」は、55万円の追加であります。その内容は、本年度から実施している「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」拡大のため、新たにコーディネーターを採用する費用として、能登町シルバー人材センターへの補助金を追加するものであります。

第6款「農林水産業費」は、2683万4000円の追加であります。第1項「農業費」では、農業委員会費において、農地の利用状況や利用意向調査費の追加をはじめ、交付金や補助金の確定に伴う財源調整を行っております。農業総務費では、能登町産米のブランド化に向けた視察の事務費を追加したほか、寺田川ダム監視盤の無停電電源供給装置の修繕費を計上しております。農業振興費では、11月に宮崎県で開催されます「全国農業担い手サミット」への参

加事務費を追加したほか、農地中間管理事業において、新たに農地中間管理機構へ農地を貸し出す地権者への交付金を計上しております。農地費では、日詰地区の排水路 土砂止め設置工事費を追加したほか、「未来につなぐ世界農業遺産保全促進事業」として、久田地区の農道用の碎石支給費を追加しております。また、新たに「省力型簡易な農地改良推進事業」の採択を受け、内浦地区において畦越しスロープ整備に対する補助費を追加しております。そのほか、農業集落排水事業特別会計繰出金の追加であります。第3項「水産業費」では、漁業振興対策事業において、宇出津新港で計画しております水産物冷凍施設に隣接する加工処理施設の実施設設計費を追加したほか、給排水管の整備費や上下水道加入負担金を計上しております。

第8款「土木費」は、1841万7000円の追加であります。第2項「道路橋りょう費」では、道の駅桜峠の増改築事業において、新たに厨房・休憩室の改修が必要となり、事業費を追加したほか、町道真脇姫1号線交差点改修に伴う建物調査費の追加や道路台帳補正業務の確定による事務費の追加をしております。第3項「道路橋りょう新設改良費」は、道整備交付金事業の補助内示に伴う、委託費と工事請負費の組み替えであります。

第9款「消防費」は、205万7000円の追加であります。奥能登広域圏事務組合負担金において、主に救急救命士の講習受講にかかる旅費や全国消防救助技術大会への参加費を追加したほか、消防庁舎建設事業では、確認申請等の手数料や立木補償費を追加しております。

第10款「教育費」は、4385万円を追加いたしました。第1項「教育総務費」では、特別支援教育支援員の社会保険料を追加したほか、奨学資金新規貸付者の確定による追加を行っております。第4項「社会教育費」では、「紙工房みわ会」が実施する「いしかわ県民文化振興基金」の平成27年度文化活動支援事業における町負担分の追加であります。第5項「保健体育費」では、保健体育総務費において、9月19日から21日まで開催される「日本マスターズ2015石川大会」で、当町はソフトテニス会場となっており、今回、実行委員会からの助成金が交付されることから、その財源調整を行っております。体育施設管理費では、柳田体育館及び柳田球場横の駐車場舗装工事において、道路改良工事延伸に伴う事業費を追加したほか、テニス資料館建設にかかる既存電気設備等、緑地センターの改修費用を追加いたしました。

以上、1億836万8000円の財源として、歳入に、第11款「分担金及び負担金」、第12款「使用料及び手数料」、第13款「国庫支出金」、第14款「県支出金」、第18款「繰越金」、第19款「諸収入」、第20款「町債」を追加し、第17款「繰入金」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

議案第61号「平成27年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、保険事業勘定において1805万円を追加し、予算総額を、30億7437万2000円とするものです。その内容は、歳出において、平成26年度国庫金等の精算返還金の追加であり、歳入で、第6款「県支出金」、第10款「繰越金」、第11款「諸収入」を追加し、第9款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願い申し上げます。

議案第62号は「平成27年度能登町介護保険特別会計補正予算（第1号）」です。保険事業勘定において、2638万7000円を追加し、予算総額を、28億6383万6000円とするものです。県の地域医療再生基金を活用して実施する在宅医療・介護連携推進事業費の追加のほか、介護保険制度改正に伴うシステム改修費、平成26年度介護給付費等の精算にともなう返還金の追加であります。歳入で、第2款「分担金及び負担金」、第4款「国庫支出金」、第5款「支払基金交付金」、第6款「県支出金」、第10款「繰越金」を追加し、第9款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りました。

議案第63号「平成27年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、823万1000円を追加し、予算総額を、4億7306万1000円とするものです。その内容は、小間生地内の宇出津町野線改良工事に伴う排水管移設工事の追加であります。歳入で、第4款「繰入金」、第6款「諸収入」を追加し、収支の均衡を図りました。

議案第64号「平成27年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第1号）」は、504万5000円を追加し、予算総額を、5億5287万1000円とするものです。その内容は、宇出津町野線及び内浦柳田線の道路改良に伴う水道管移設工事の追加であります。歳入で、第4款「繰入金」、第6款「諸収入」を追加し、収支の均衡を図りましたので、宜しくお願い申し上げます。

次に、議案第65号「能登町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」ですが、社会保障・税番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」の開始により、町が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保し、より厳格な保護措置を講ずるため所要の改正を提案するものです。

次に、議案第66号「能登町手数料条例の一部を改正する条例について」ですが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再発行に係る手数料を定めることとし、住民基本台帳カードにつきましては、平成28年1月1日以降、発行しなくなるため所要の改正を提案するものです。

次に、議案第67号「能登町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、子育て支援の一環として、子ども達の疾病の早期発見と治療を促進し、子ども保健の向上と福祉の増進を図るため、子ども医療費

の給付対象を現行の１５歳から１８歳へ引き上げるため所要の改正を提案するものです。

次に、認定第１号「平成２６年度 能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第１３号「平成２６年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの１３件につきましてご説明いたします。これら１３件の認定につきましては、平成２６年度一般会計、及び１０特別会計、並びに２企業会計の歳入歳出決算であり、地方自治法第２３３条第３項及び公営企業法 第３０条第４項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

なお、平成２６年度の決算状況につきましては、別冊の「平成２６年度主要施策の成果説明書」の中でも決算額の概要を明記しておりますので、円滑な審査が進められますようご理解とご協力をお願い致します。

以上、本定例会議に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明 申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で提案理由の説明が終わりました。

議長（鍛冶谷眞一）

日程第３、議案第６０号から、日程第１０、議案第６７号までの、８件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

質疑はありませんか。

議長（鍛冶谷眞一）

１番 田端雄市君。

１番（田端雄市）

一般会計補正予算の１５ページの労働費について、先日、全員協議会において少し概略をお聞きしたところでございますけれども、これにつきましては高齢者の働き方に関連したかたちになってくるのではないかという期待をもって

質問をさせていただきます。

これにつきまして、この発想といいますか出所といいますか、そういった所の考え方とイメージをもっと町民がわかるようなかたちで説明をお願いしたい。よろしくおねがいします。

議長（鍛冶谷眞一）

ふるさと振興課長 小坂智君。

ふるさと振興課長（小坂智）

ただいまのご質問にお答えします。町長の説明にもありましたが、今年度からシルバー人材センターの事業の一環として高齢者活用現役世代雇用サポート事業というものを取り入れております。これは厚生労働省で団塊の世代が65歳に到達し高年齢層が増加する中、働く意欲をもつ、あるいは知識をもつ方が労働力人口が減少する中、人手不足分野や介護等の現役世代を支える分野で就業を推進するという目的でございます。町は、国が内示決定した金額と同額を助成しているものでございます。今回の補正につきましても同様でございます。国のほうから今回特に、今のサポート事業の中でも冬期間就業できるような屋内の製造加工施設やスーパーなど訪問して高齢者、主に派遣事業を増やすことを目的としてコーディネーター、臨時職員でございますけれども今回、国のほうの内示が補正額は55万円でございますけれども、前回予算が1078万円に対し国の内示・決定金額は1068万円でございますので、その10万円とあわせて65万円を今回補助するものであります。国も同じく65万円をこの事業に関し助成内定となっております。以上でございます。

議長（鍛冶谷眞一）

1番 田端雄市君。

1番（田端雄市）

答弁ありがとうございます。これにつきましては厚生労働省が6月に生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会の報告書が出されておりました、この内容において今ほどの説明を少しされておりました。要点を読ませていただきます。こういうかたちでイメージをして労働していただければいいかなと、また今ほどのコーディネーターのお仕事も考えていただければいいかなということでご紹介をさせてもらいたいと思います。その報告書のなかでシルバー人材センターの機能強化という欄がありまして、一つは地方自治体がハローワークとの役割分担や連携を図るとともに地域に密着した住民

サービスを地域の高齢者自身の手で対応することができるという仕組みを作る。二つ目は、センターの仕事内容が企業や地方自治体から請負によって受注した仕事をさらに請負のかたちで会員に提供する形態が今現在の主体のかたちであると思います。であるけれども、このセンターの機能として労働者派遣事業や職業紹介事業のかたちで仕事を提供する機能もあるということになっておりまして、さきほど答弁していただいた派遣事業がこの中に機能として盛り込まれている。さらに三点目でセンターが雇用就業機会を積極的に提供することにより高齢者の生きがい就労の場となるその使命を果たすためには外部からの発注を待つだけでなく自ら積極的に就業機会、職域を開拓していくことが必要であるということも述べておりますので、かなり高齢化の中で自ら今まで自分の庭とかがしていたことがなかなかできなくなってきたと。そういう中でセンターさんをお願いするというかたちでの仕事が増えてきているのではないかと思います。それを仕事を選別しながらまたこういう新しい分野で発注していくといいますか仕事を増やしていくということが大事なかなと思います。また、四番目に一般にセンターの就労については、臨時で短期的そして軽易という要件が問われてきましたけれども現在65歳以上の労働力率がかなり上昇していると、昔の65歳とちがうということから、その緩和が求められた場合ですね民間事業者との競合に配慮して運営していかないと競合してしまう民間事業者の圧迫になるということも考えなくてはいけないということが報告書に書かれておりました。ここらへんを踏まえてですね高齢者の多様な働き方、就業の仕方を町としても求めていくというかたちでは今回のこの新しい事業がわずか55万の予算措置でございますけれども将来にわたって考えればかなり大きな広がりをもっていく事業ではないかなというふうに考えておりますので、それを踏まえていただいてまた進めていただきたいと思います。これに関連しましてその方向性として私もちょっとこれについて考えておりました。ハローワークの署長さんともお話しして高齢者の働き方なども考えておりましてこのセンターにおいて派遣の部門を創設したりしていく中でですね多様な就労に答えられるセンターの機能を充実させていくことが大事だと思います。その中にあって私も仕事柄さまざまな人の年金相談をしている訳ですが、なかなか65歳になって年金をいただいていく中にあって年金、なかなか金額が生活していくのに非常にきびしいというお話も聞いております。その中で少しでも年金を増やすことができないかということの相談も受けたりしながらやっている所でございます。そういう意味ではこの請負の制度を創設する中で社会保険制度の加入も積極的に進めながら年金の上乗せも図れるものというかたちで運営されたらどうかとこのようにも考えております。こういう意味で今回の事業について今ほど少し提案のようなかたちでお話しさせていただきましたけれども町長のお考えをお

聞きしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今ほど田端議員いくつか提案されましたが、既にシルバー人材センターの方では請負から派遣の方へ少し方向転換も進めておりますし、また新規就業先の開拓ということで営業色も強めております。そういった意味では新しい就業先も見つけて来ておりますし、また、新商品の開発ということで会員の中でいろいろな開発をしてそれを販売しているということで、そういったいろいろな取り組みさせていただいているのが現実かなと思ってます。また、シルバー人材の会員さんの仕事ぶりは非常に丁寧で、そしてきれいにやっただけということで町民のみなさんあるいは事業所のみなさんから非常に高評価を得ていますので昨年に比べて売り上げといたしますか、収入も増えているのが現実でありますので引き続き新規事業の開拓あるいは新商品の開発、また派遣先の新規開拓をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

重ねてお聞きしますが、社会保険制度の加入についてはいかが考えておいでますか。

議長（鍛冶谷眞一）

議案に対する質疑ですから、執行部がもしも回答できるなら回答をお願いします。この件に関して議案質疑とは少しそれて来ましたもので回答できないならあとで後程 1 番議員のほうに知らせてください。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

一般的な社会保険というのにはむずかしいかもしれませんが、会員の皆様がケガをしたとか入院したとかという時のための保険には、入っておりますのでそういった意味では、会員の皆様には安心して働いていただけるのでは

ないかなというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番、議案に対する質疑というふうに進めて下さい。

1 番（田端雄市）

この流れでできましたので、もう少しだけお願いしたいと思います。私はその社会保険制度については、その保険については色々なかたちで労災保険が、先程の請負のかたちになってきますと、なかなか労災保険も適用できないという話で問題になったこともあります。ただ今ほど私が今回お話ししたのは、社会保険制度の年金をですね上乗せするようなかたちの高齢者の働き方をもっと積極的に進めていただきたい。このことを希望しまして私の質問を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

7 番 椿原安弘君。

7 番（椿原安弘）

決算認定につきましてお聞きいたしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

決算認定につきましては、今は議案の 8 件だけについて質疑しておりますので、それについては、もう少し後にしてもらえませんか。

議長（鍛冶谷眞一）

他に。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員会付託

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第60号から議案67号までの8件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって議案第60号から議案第67号までの8件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議長（鍛冶谷眞一）

日程第11、認定第1号「平成26年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第23、認定第13号「平成26年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの13件について、質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。失礼しました。

7番（椿原安弘）

失礼しました。それでは、決算認定についてお聞きしたいと思います。この件については、決算審査特別委員会を設置して審査を行うことになると思いますけれども特別委員会の付託前にお聞き致したいと思います。一般会計決算については、実質収支が2億6681万9000円の黒字となっております。また、実質公債費比率は12.2%となり平成17年度の一番悪い時期からみれば、この時は23.9%でしたが今回は、大幅に改善しております。現在23.9%から12.2%になったと、また、将来負担比率も77.5%となり平成19年度の悪い時といいますか、その時は208.9%から今回大幅に改善されております。このように財政状況が改善されたとはいえ今後は、消防庁舎、役場庁舎等の建設事業がひかえておりしっかりとした財政運営に努めていただきたいと思います。それでは、認定第1号「平成26年度能登町一般会計歳入

歳出決算の認定について」から認定第13号「平成26年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの13件の内、歳入の欠損処分についてお聞き致したいと思います。一般会計及び企業会計を除く10特別会計の欠損処分の総額は、353万1589円となっておりますけれども欠損処分の金額の大きな会計の三つの会計についてお聞き致したいと思います。まず、一般会計の町税の欠損処分類が146万9484円で、国民健康保険特別会計の国民健康保険税の処分類が133万743円、そして、介護保険特別会計の介護保険料の欠損処分類が60万8601円となっておりますが、これについて処分の件数と処分の主な理由を担当課長の税務課長と健康福祉課長にお聞き致したいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

税務課長 道下可長君。

税務課長（道下可長）

それでは、椿原議員のご質問にお答えします。26年度の町税の不納欠損、これは、国保税も含めまして先程、言われたとおり280万ほどございます。件数といいますか、あくまでも件数は期別ごとのすべての合計になりますので、不納欠損者の人数でお答えしたいと思います。不納欠損者は、全部で13名でございます。主な理由としましては、生活保護所帯が8名、全員相続放棄によりましての処分が4名。その他として2名。以上でございます。

議長（鍛冶谷眞一）

健康福祉課長 朝川由美子君。

健康福祉課長（朝川由美子）

介護保険料の不納欠損についてお答えいたします。26年度不納欠損60万8601円につき対象者は7名、延べ件数で107件になります。内訳につきましては、死亡によるもの4名、転出の2年間の時効を迎えた方3名となっております。以上です。

議長（鍛冶谷眞一）

7番 椿原安弘君。

7番（椿原安弘）

この処分につきましては、大事なといいますか、どうしても徴収ができない

というふうな理由だと思いますけれども今後とも慎重な欠損処分をしていただきたいということで質疑を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

他に。質疑ございませんか。

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

日程第24、「決算特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題といたします。

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りします。

認定第1号「平成26年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第13号「平成26年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの13件については、能登町議会委員会条例第6条の規定により、6人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から、認定第13号までの13件は、6人の委員で構成する、決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定いたしました。

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りします。

ただいま、設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、

委員会条例第8条第4項の規定によって議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、議長において指名することに決定いたしました。

議長（鍛冶谷眞一）

それでは、指名します。

決算特別委員会の委員に、

1 番 田端 雄市 君

2 番 金七 祐太郎 君

4 番 市濱 等 君

5 番 小路 政敏 君

6 番 酒元 法子 君

9 番 南 正晴 君

以上の6人を指名します。

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りします。

以上の6人を、決算特別委員会の委員とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました 6 人が、決算特別委員会の委員に決定しました。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここで、しばらく休憩します。（午前 10 時 51 分）

休憩中に、5 階委員会室で、決算特別委員会を開き、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 11 時 05 分）

議長（鍛冶谷眞一）

それでは、委員会条例第 9 条第 2 項により、休憩中に決算特別委員会で互選されました委員長、及び副委員長をご報告いたします。

決算特別委員会、委員長に

4 番 市濱 等君。

副委員長に

6 番 酒元 法子君。

以上であります。

これで、決算特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を終わります。

請願上程

議長（鍛冶谷眞一）

日程第 25、請願第 3 号「小間生地区コミュニティーセンターの建設に関する請願書」、及び日程第 26、陳情第 1 号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書」の 2 件を一括議題とします。

今期定例会議において上程することとした請願 1 件、陳情 1 件の併せて 2 件

は、お手元に配布してあります請願、陳情文書表のとおりであります。

趣旨説明

議長（鍛冶谷眞一）

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

請願第3号「小間生地区コミュニティーセンターの建設に関する請願書」について

3番 國盛 孝昭 君。

3番（國盛孝昭）

ただいま上程されました請願第3号「小間生地区コミュニティーセンターの建設に関する請願書」について、趣旨説明いたします。小間生公民館は、久田和紙の工房としての機能を始め、種々の公民館活動により、地域住民の交流の場となっています。

しかしながら、昭和33年に小間生小学校として建設されたもので老朽化が進んでおります。地域住民は、今後においても高齢化社会における中心的なセンターとして活用しながら、次世代を担う青少年の育成と文化の伝承の拠点としても積極的にかかわりたいと考え、新たな建設を請願されているものでございます。

議員各位におかれましてはご審議のうえ、この実情をご理解賜り、何とぞご採択賜りますよう宜しくお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

委員会付託

議長（鍛冶谷眞一）

請願の趣旨説明が終わりました。

次に、陳情第1号、「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書」を議会事務局長に朗読させます。

事務局長（谷内利明）

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書を朗読させていただきます。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、インターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療に限定されており、より重篤化した場合の助成制

度が存在しません。

また、現在の障害者手帳の認定基準は、肝疾患患者の病状に合致する基準となっておらず、支援が必要な病態にある大多数の患者が認定を受けることが出来ない状況にあります。よって、ウイルス性肝炎患者救済のため、このことを内容とする意見書を提出していただくよう陳情します。陳情者の住所氏名は、金沢市兼六元町9番40号 全国B型肝炎訴訟北陸原告団代表 川上 ゆきえ様でございます。

議長（鍛冶谷眞一）

陳情の朗読が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願1件、陳情1件の併せて2件は、請願、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、請願1件、陳情1件の併せて2件は、請願、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願、陳情の審査結果については、今期定例会議期間中に報告していただきますようお願いいたします。

休会決議

議長（鍛冶谷眞一）

日程第27、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、9月8日から、9月10日までの3日間、及び、9月12日から、9月13日までの2日併せて、5日間を休会としたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

これにご異議ありませんか。

(「異議なしの声」)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、９月８日から、９月１０日までの３日間、及び、９月１２日から、９月１３日までの２日間、併せて、５日間を休会とすることに決定いたしました。

散 会

議長（鍛冶谷眞一）

次回は、９月１１日午前１０時から会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会（午前１１時１３分）

開 議（午前１０時００分）

開 議

議長（鍛冶谷眞一）

おはようございます。

当町でも農業関係者の皆さんがなかなか晴れ間がなく、稲刈りができないと気をもんでおりますが、昨日は北関東から東北に向けて大変な豪雨災害ということで、まさに天変地異の恐ろしさに大変困った、苦慮している時代だと思っております。

ただいまの出席議員数は１２人で、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（鍛冶谷眞一）

日程第１ 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め４０分以内となっております。また、質問の回数は質疑と同様に原則として１つの質問事項に対し３回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

２番 金七祐太郎君。

２番（金七祐太郎）

改めまして、おはようございます。

それでは、議長のお許しが出ましたので、私の一般質問を始めたいと思います。

移住、定住に関する質問であります。

最近、地方創生とか、まち・ひと・しごとなど、毎日よく見聞きします。皆さんもご存じでしょうが、昨年発表された日本創成会議のレポートによると、このまま地方から東京への一極集中が続けば２０４０年には全国１，８００の

自治体のうち20代から30代の女性が半数以下になる自治体が約50%となり、これらの自治体を消滅可能性市町村と定義しました。私たち能登町の数字はさらに厳しい割合となっていることは皆さんも周知のとおりと思いますが。

この前の広報9月号によると、町でも定住促進協議会を立ち上げて移住、定住の促進に取り組むということでありました。私は大変結構なことだと思っております。

そこで、これまでの移住、定住に関する取り組み状況と能登町の現在の移住、定住に関する助成制度について伺います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、金七議員のご質問に答弁させていただきますが、まず能登町定住促進協議会につきましては、26年度補正予算の地方創生先行型の交付金によりまして、移住、定住の促進を図るため取り組むこととしたものであります。

組織は、町と民間組織であります町商工会、興能信用金庫、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、町会区長会連合会、のと宅地建物取引業組合で構成されておりまして、専任の職員自身が金沢市からの移住者という組織体制であります。このように行政と民間が協力して移住、定住の支援を行う取り組みというのは奥能登では初めての試みとなるものであります。

取り組む業務内容につきましては、能登町への移住、定住を増加させるための包括的な支援活動を行うため、次の活動に取り組んでいるということでありまして。まず1番目が仕事の発掘、2番目が空き家の発掘、3番目が移住者の紹介、4番が移住ハンドブックの制作、5番、移住希望者向けのサイト制作、6番、移住フェア等への情報発信、7番、移住サポーターネットワークの構築ということでありまして。

これまでの動きということなんですが、4月21日に先ほどの構成員で設立会議を行いました。高副町長を委員長に選任し、規約や事業計画や予算案について審議を行いました。そして7月1日には、ふるさと振興課内に事務所を構えて、能登町定住促進協議会の看板を掲げ、本格的に業務を開始いたしました。これまでの間、おおむね1週間に1回の定例会議を行いまして、能登町定住促進協議会のホームページ、フェイスブックの立ち上げを行いました。また先日、能登町移住はやわかりガイドブックができ上がりました。現在は、これらを踏まえて移住・定住希望者の能登町の体験住まいなどのアテンドや仕事のコーディネートを行っております。

能登町の移住、定住に関する助成制度ということですが、ふるさと定住住宅助成金としまして、新築、改築に50万円を限度に2分の1を助成するもの。定住促進助成金として、Uターン者に対し就職後2年目、3年目の末にそれぞれ5万円を助成し、また、その事業所に対しまして給与の3分の1、5万円を限度に6カ月間助成するもの。また、第1次産業I・Uターン支援助成金としまして、賃貸住宅助成3万円を5年間、そして初年度生活準備金5万円などの支援制度があるということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

2番 金七祐太郎君。

2番（金七祐太郎）

いろいろ取り組みされているというのがわかりましたけれども、私はその中でも特に空き家のほうに関して、定住者、移住者の住むところというのが一番気になっております。

そこで、広報のレポート記事にもありましたが、移住、定住のために必要となる移住体験できる家、賃貸で短期借り入れる家が不足しているということがありました。移住に関する問い合わせも多くなっているということをフェイスブック等やそういうところで小耳に挟んだりしています。また、どうしても松波に住みたいというような家族もあったと聞きました。

それで、これまで提供している能登町ふるさと空き家情報、何年前からやっていますね、の利用状況を含めて、移住、定住に係る現状と課題をお聞かせ願えればと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは金七議員のご質問に答弁させていただきますが、移住希望者というのは能登町に土地勘がないために、いきなり売り物件を購入することは厳しく、最初はやはり移住体験の家や賃貸で短期間入れる家など仮の住まいで生活し、そして土地勘を得たところで住宅を購入し、本住まいするのが定住までの流れとなっております。したがって、移住体験できる家や賃貸で短期間滞在できる家を確保し、移住希望者を受け入れていく必要がありますが、現状としては移住希望者数に対しまして提供できる物件が不足しており、物件の確保に向

け、各所を通じ情報収集に努めているところでもあります。

また、能登町ふるさと空き家情報の利用状況につきましては、直近のデータで制度開始から現在までの総契約数が69件、うち売買が31件、賃貸が38件となっております。制度を利用した移住者は16組27名となっております。

本制度は開始から7年目ということになりますが、制度の認知が進み、空き家情報への登録申請が増加傾向にありまして、契約数も増加してきております。しかしながら成約の多くが町民の住みかえであることや、移住者の増加につながりやすい賃貸物件が慢性的に不足している傾向もありますので、空き家の賃貸物件の一層の掘り起こしを図っていく必要があるかと思っておりますので、ぜひ議員の皆さんにもご協力もいただければと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

2番 金七祐太郎君。

2番（金七祐太郎）

賃貸のほうがやっぱり慢性的に不足しているということなんですね。

それでは、もし例えば空き家がありますと。貸してもいいよみたいなことになると、もしなった場合なんですけど、一般的に今の空き家はトイレの水洗化や水回り、風呂、台所などが劣化しているケースが多いんじゃないかなと思います。入居者から見れば、現状の先ほど言われた住宅助成金ですか、2分の1、50万円まではちょっと不足じゃないかな、足らないんじゃないかなと私は思っております。また、貸すほうの家主から見れば、仏壇や家具、また布団、衣類など家財の処分に費用や手間がかかるため見送っているということもあると思われます。

そこで、移住体験の家や短期の賃貸の家を初め空き家を確保するには、例えば、よい物件があった場合、町で水回り等を改修して、その分を賃料に上乗せするとか、また、町で買い上げ、移住者に貸すとか、また、民間と協力してアパート等の空き室を町で借り上げておくとか、いろんな方法があると思うんです。難しい面もあると思いますが、もう少し手厚くできないものか。

町長、何か手厚くできませんでしょうか。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、現在、能登町ふるさと定住住宅助成金

制度につきましては、先ほど言いましたように限度額50万円で助成を実施しているところではありますが、一般的にかかります改築費用に対し助成額が低く、住む際の最低限の改修もできないなどの声もあります。トイレや風呂、台所など必要な改修費などの現状を調査の上、補助金のかさあげができないか検討させていただきたいというふうに思っております。

また、ご指摘のとおり、空き家に残っている家財道具の処分が障害となりまして持ち主が空き家情報への登録をためらう事例が多く見受けられることから、処分費用を一部助成することができないか検討もさせていただいて、空き家の登録数をふやしていきたいというふうにも考えております。

また、町で水回りを改修し賃料に上乘せする、あるいは買い上げて移住者に貸し出す、アパート等の空き室を町で借り上げるという件についてであります。のと宅地建物取引業組合とも協議しながら法律的な問題点がないか検討しつつ、進められるものは進めて、より移住者の立場に寄り添った施策を進めてまいりたいというふうに考えております。

先ほども申し上げましたが、議員の皆さんにおかれましても、空き家などの情報をぜひお寄せいただきますようお願いして、答弁とさせていただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

2番 金七祐太郎君。

2番（金七祐太郎）

処分費用、一部助成することができないかということをもた検討してもらえということですが、今、消滅可能性市町村として待ったなしの人口減少問題だと私思っています。2040年に20代から30代の女性が特に少なくなるとか。そうすると、ことし生まれた子供たちが2020年（2040年？）には25歳になりますよね。子供たちの減少を食い止めるためにも、私は、例えば子育て中の移住者とか若者をもっと多く定住させるとか。そのためにも、もっともっと手厚い施策を考えていくことが一番いいのではないかなと思っております。

先ほども言いましたけど、能登町に移住したかったがに住むところ、住居問題があったため諦めた。こんな空き家がたくさんあるのにと私は本当に思いました。この移住・定住問題は、能登町民のみんなの問題。皆様のご協力がないと大きく前に進まないのではないかなと思っております。町民の皆様にも情報を提供していただくには、こちら側の情報も町民の皆様に周知徹底していかなければならないと思っております。また、執行、私も含め議会、そして能登

町民の皆様と一致協力して取り組むことが一番だと私は思います。

そこで、町長には、そのトップに立って移住者、定住者に寄り添った施策を進めていくようもう一度お願いいたしまして、町長、町民の件に関してはどうか。よろしくお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

確かに議員がおっしゃるとおり、人口減少問題というのは非常に能登町にとっても大切な、そして待ったなしの状況での解決策を模索しなければならない課題だというふうに思っています。そのために、この4月には戦略推進会議を一般町民の方に参加していただいて立ち上げましたし、庁舎内では推進会議の本部会を立ち上げて、これは理想論ではなくて具体的な施策によって人口減少を食い止める施策を打っていかなければならないということで立ち上げましたので、その会議の推移も見詰めながら、今後真剣に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

2番 金七祐太郎君。

2番（金七祐太郎）

トップとして頑張ってください。私も協力するところは協力しますので、よろしくお願いします。

それでは終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で2番 金七祐太郎君の一般質問を終わります。

それでは次に、4番 市濱等君。

4番（市濱等）

私は質問の前に、この場をおかりして、奥成壮三郎君の急逝に対して衷心よりご冥福をお祈り申し上げたいというふうに思います。

それでは、私は通告のとおり、耕作放棄地対策と企業誘致についてということに対してご質問をしたいなというふうに思います。

能登町に現在、企業誘致した農業関係の誘致した種類と、それから数量をお

尋ねたいなど。そしてまた、県を経由して誘致した受け入れ企業に対してもどれくらいあるのかということ。

そして今年度、立壁、四方山地区に受け入れたワールドファームの現状をどのように考えておられるのか、現状を把握しているか伺いたい。走り出した事業について、今だから町当局に確認しておきたいこと、地元の不安、不満を解消するために当局の考えをお聞きしたい。

その１点目としまして、まず耕作面積はどれだけあって、１回目の収穫はどれだけあったのか。それから、例えば常時、社員１人で管理しているような環境でございますが、これで雇用対策になっているのか。

また、当地区は老朽化した畑管や排水路、農道整備が必要かと思われませんが。また、この事業についてはほかの企業でも参入の計画があると聞いております。含めてお伺いをしたいと思います。

また今後１０年間、町はどのような施設整備を行う考えがあるのか、受け入れた企業をどのように育成していくかも伺いたいと思います。

また、この地区は高齢で耕作できないから預けた、さまざまな工事に係る負担金は出せないというふうな地元の声が多くあります。この点についてお伺いしたいなど。

たくさん挙げましたが、どうかよろしくお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市議員のご質問に答弁させていただきますが、能登町においても耕作放棄地の解消あるいは発生防止は喫緊の課題となっておりますが、このような中、県内外から複数の農業法人が町内の農業参入を行っております。まず平成２０年度には、株式会社ハルサ、平成２５年度には株式会社アジア農業、平成２６年度には株式会社能登牧場、同じく平成２６年度には有限会社ワールドファームの４社が町内に進出して、農業や畜産に取り組んでおられます。

このうちワールドファームに関しましては、約１２ヘクタールの農地を立壁、四方山、白丸地区で借り受け、キャベツの二期作に取り組んでおられます。町内から２名の青年を正式に雇用いたしまして、本社職員１名と合わせた３名体制で営農を始め、収穫されたキャベツを茨城県にある本社の加工場に搬送しております。

春キャベツに関しましては、当初計画より収量が落ち込んでおり１５トンの収穫ということですが、その主な原因といいますか理由につきましては

3点ほど挙げられようかと思っております。

1点目に関しましては、3月下旬の雪解け直後に湿地のような状態の畑でトラクター耕起を施した結果、土壌中に団子状の塊ができ、根の活着を妨げたことが考えられますということであります。

そして2点目は、かん水不足であります。ことしの4月から6月は近年まれに見る少雨であったということも災いしまして、活着時期に十分な水量を確保できなかったことも要因であると推測いたします。

また3点目に関しましては、当地に合わない肥培管理が挙げられようかと思っております。ワールドファームは、茨城県で実践している施肥量、散布時期に沿って実験的に立壁地区で肥培管理してみたというふうにも聞いております。昨年未利用で栄養が不足している畑では、元肥、追肥の増量が必要であったと県の普及員の方からも意見が届いております。

この点を踏まえまして、秋キャベツでは土を細かく砕くよう心がけさせるとともに、県の営農施肥基準による肥培管理方法を徹底させるなど、注意深く見守りたいと思っております。

また水不足の対応としまして、立壁地区の方々からワールドファームのためにかん水施設の改良を求める声も届いておりますが、同社の会長あるいは石川県からは、まず秋キャベツの出来高で改良事業の要否を判断したいというふうにも聞いておりまして、その結果、改良事業が必要と判断された際には、当町も地元集落の協力のもと積極的に事業化支援を推進し、同社を地区の中心経営体に育てていきたいというふうにも考えております。

参入企業の育成には、私ども行政はもちろん、受け入れていただいた地元集落の方々の理解や協力が必要でありまして、これが結実して初めて地元に根差した担い手となり得ると考えております。農地や農業用施設の改良には当該集落の事業負担金が必要でありますし、農業経営から身を引く、もしくは規模を縮小したにもかかわらず、新たに負担金の生じる基盤改良の必要性に疑問を持たれる方もおいでるかもしれませんが、次代を引き継ぐ後継者を集落が一体となって育む気持ちを何とぞ抱いていただきたい。また、そのような集落に支援を講じていくことも今後検討しております。

市議員もご存じかと思いますが、ワールドファームは経営農地が30ヘクタールを超えた際には内浦地区でカット野菜の加工場の建設も視野に入れていると報じられており、その際にはおよそ20名の雇用が見込まれております。今後も県と連携してさらなる支援をしていきたいと考えておりますが、地元集落の協力は不可欠であり、それが当町の農業における地方創生の第一歩になると私は確信しておりますので、議員の皆様にもご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

4 番 市濱等君。

4 番（市濱等）

春キャベツの収穫量が落ち込んでいるというふうなことを答弁いただきました。しかし、耕作面積がどれだけで、それから収穫量はどれだけぐらいあったのかというふうな、できたら数値もいただきたかったなというふうに思います。

また、落ち込んでいる原因としましては3点ばかり町長お挙げされました。私たちから見ると、自然災害とかそういうことならば私らもそうかなというふうなことも理解できるんですが、この事業をやるときに事前調査、そういうことがわかるんじゃないかなというふうな今の3点の答弁であります。地元にもやはり生産者が、前々からそこに根づいた地元の生産者がおいでになります。それから改良普及員、そしてまた地元の方々からアドバイスをいただいたのかなというふうなことをちょっと疑問に思っております。

それともう一つ、この流れの中に、地元の人を雇用する。若い人たち2名雇用されたというふうにお聞きしましたが、やはり地元の高齢者、経験豊富な人をアドバイザーとしてでもできたら雇用されれば、その事業に対して少しでも明るい材料が得られるのではないかなというふうに思います。

それから、かん水施設の改良は、秋キャベツができた時点で県と相談して、それからその企業の社長さんと相談して、どんなふうなことをやるのかというふうなことを答弁いただきました。私はふと思うのは、どれだけとれたら改良するのか、どれだけやと改良しないのかということも、できたら答弁の内容の中に含まれればありがたいなというふうに思います。

それと、事業負担金についてでございますが、事業負担金ということについては受益者が負担する部分だと私は理解をしておりますが、この中に進出してきたワールドファームも含まれておるのかいないのかというふうなこともお聞きできればなというふうに思います。

私、情報を仕入れるようにインターネットなんかを少し見ますと、農地中間管理機構の整理、活用ということで、ここに載っておりますが、農地集積バンクというふうなそういう名称もついておると思うんですが、ここに基盤整備の条件整備は中間管理機構が整備するというふうなことを、これはそういうところから載っておるさけまともかなというふうに私は理解して質問をさせていただいておるんですが、このあたりどういうふうに理解すればいいのかということもお聞きできればなというふうに思います。

そうして、もう一つ、30ヘクタールを超えたら加工場を建設するんだというふうに答弁の中にありましたが、20人の雇用を見込んでおるんだというふうなことを、心強い、ありがたい事業の方向性かなというふうに思いますが、30ヘクタールということは土地の面積ですね。私、事業化とすれば、できたら生産量、そういうこともその範囲の中に含まれてこそ確信できるのかなというふうな思いをしております。

この点、またたくさん再質問とかさせていただきましたが、町長、わかる範囲で結構です。ご答弁願います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず改良事業に関しましては、秋キャベツの出来高を確認してからということで、何トンという数値は私は聞いておりませんが、非常に今回、秋キャベツに関しては順調に生育しているということで、間もなく収穫が始まるということなんですが、その推移を見てから我々も協力していきたいなというふうに思っております。

それと、30ヘクタールを超えたということなんですが、初年度が約12ヘクタール、今年度も10ヘクタールほど確保できておりますので、30ヘクタールというのは可能かなというふうにも思っておりますが、それ全部を耕作するにはまだまだ少し時間が必要かなと思っておりますが、やはりワールドファームさんの考えどおりに進んでいただければ、そういった加工場も早く建ていただけるのかなという期待を持っていることで、ご理解いただきたいなというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

一番肝心なところ、町長、事業負担金というか受益者負担金ということについて、もしおわかりであれば答えていただきたいなというふうに思います。私も再三、時間が超過する議員でありまして、できたら端的にお答えいただければありがたいなというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

農林水産課 平彦邦君。

農林水産課長（平彦邦）

受益者負担金についてでございますが、今、市濱議員から言われましたけれども、中間管理機構が中に入ろうとどうしようと、事業主体的には町がやったり県がやったりしますので、地元負担金については減免は全くないと思います。中間管理機構が入っても同じだと。地元負担金はいただく。そういうことになっております。

以上でございます。

議長（鍛冶谷眞一）

同一質問に対して、これで3回、4回となりますので、あと1回は許しますので、よろしくお願いします。

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

私の考えからいくと、中間管理機構にお預けされた農地所有者の方々は、もう10年、それから30年、恐らく自分のものにならないというふうな覚悟を持ってやっておいでになると私は思うんですよ。借地関係というのは、私も詳しくはわかりませんが、建物なんかやったら30年間、一度貸したら返ってこないというふうな法律になっております。そんなことを考えたときに、地権者の方々がそれに納得するような事業の進め方、こういうことを私は要望したいなというふうに思います。

そして私は、質問の趣旨にもあるように、地域農業に対しては、私は抜本的な改革が、政策が必要ではないかなというふうに感じております。企業誘致もさることながら、町には1次産業しか残らないという声がよく聞こえます。そうならば、例えば殖産産業とか振興公社のように半官半民、いっそのこと町営事業として考えてみてはとの思いもいたしております。

町内の耕地は、町内の住民が耕作すべきだというふうにも思います。このことについては、次回以降について再度質問をさせていただきたいなというふうに思っております。この質問に対しては、これで終わりたいと思います。

続いて、入札制度についてということで質問させていただきます。

第1番目に、ちょっと私、以前からの事業の流れの中にひっかかっておることが一つございます。それは何かないといいますと、旧能都中学校の解体工事に見られるような分割発注によって、町にどのような効果があると思われたのか、それからあったのかということをまずお聞きして、そして一般競争入札の参加

資格要件、これ続けていきますもので、ひとつ続けて答弁をいただければというふうに思います。

建設事業の一般競争入札についてですけど、最近、参加者が少数で、落札者が一部に偏ってはいないのかなと。その執行に課題を感じていないのか。一般競争入札の公告に当たり、町としてどのような参加資格を定めているのか。

次に、総合評価における有識者からの意見聴取についてですけど、2005年、公共工事の品質確保の促進に関する法律——品確法と申すそうですが、制定された。その中に、審査基準等について審査会というものがあります。この中に外部の意見も聞くように定められておりますが、入札に当たり、当町では外部の有識者に意見を請うことがあるのか。あるとすれば、どういう方々なのかというふうなこともお伺いしたい。

もう1点、総合評価の評定内容についてでございますが、総合評価の評価項目に対して町はどのようなことを考えておいでになるか。

ここまで答弁をお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市議員の質問に答弁させていただきますが、まず分割発注にしましては、町内業者が受注できる条件にすることによりまして、企業力の強化にもつながり、その後、国や県のより高いレベルの入札に参加することが可能となりまして、町の発展にも寄与するものと考えております。また、地域経済の活性化にもつながるものというふうにも考えております。

次に、一般競争入札の参加資格要件についてであります。町で行っております一般競争入札は、施工実績や技術力など一定の資格要件を設けた制限つき一般競争入札で行っております。要件の設定につきましては、発注する物件ごとに事業所の所在地、経営審査の点数、平均完成工事高、技術者の配置、同種工事の実績などを設定しております。これらの要件を設定することで、粗悪な品質や粗雑な出来形の防止、手抜き工事の防止などを図りまして、不良、不適格業者の参加に一定の歯どめをかけることもできると思っております。

なお、詳細につきましては、能登町制限付き一般競争入札実施要綱を公表しておりますので、ごらんいただければと思っております。

次に、総合評価における有識者の意見聴取についてであります。総合評価方式での入札につきましては、町では平成19年度から試行的に導入して、年間9件を目標に実施しております。実施に当たりましては、議員のおっしゃる

とおり、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な評価とするため、学識経験者の意見を聴取するよう国土交通省が品質確保促進ガイドラインに定めておりますので、町でも国土交通省北陸地方整備局並びに石川県土木部に審査のほうをお願いしております。

次に、総合評価の評定内容についてであります。評価項目の設定につきましては、石川県の事例を参考にいたしまして、企業の技術力として、同種工事の実績、工事成績、優良工事の表彰実績、ISO認証の取り組み、配置予定技術者の資格、実績、地域に対する貢献度として防災協定の締結の有無、除雪業務への協力実績など8項目について評価するものであります。これらは企業の社会的信用などを客観的に判断する上で有効な手段であると考えております。

なお、これに関しましても配点など詳細は能登町建設工事総合評価方式試行要領として公表しておりますので、ごらんいただければと思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

今ほどお伺いしますと、石川県の土木の関連で能登町の入札要綱も決まっておる。それから、県の土木の有識者の意見もお伺いしておるということでございました。私は、この制度について、今の質問については理解を得たなというふうに思います。

それで私、この質問書にもうたっておりますが、続いてですけど、入札における旧町村の枠組みについてというふうなことをお聞きしたいなと。

町長も旧町村間の交流、それから融和を重要課題として運動会などを積極的に進められておりますが、通告書にもあるように、この世界だけに枠組みがあり、依然として町が一本になっていない。枠組みを超えた制度はできないか、お聞きをしたい。

例えば、300万以上を一般競争入札にするとか、それから現在3段階に分かれておるような条件を5段階にするとか、事業現地に距離的に近い業者を指名するとか、考えられないかなと私は思います。人それぞれ思いがあらうかと思いますが、私は、このことによって切磋が生まれ、交流も発生して、町の活性につながるのではないかというふうに思いますが、町長、いかがでしょう。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

入札制度についての基本的な考えということで答弁させていただきたいと思いますが、入札方法につきましては、町では指名競争入札を基本としまして、金額が3,000万円を超えるものについては一般競争入札としております。

指名競争入札における指名の方法につきましては、入札参加資格申請書を提出した企業の中から、その工事の種類や金額に応じた等級の町内の業者を基本に最低5社以上となるよう指名しまして、適正な競争性が確保されるようにしているところであります。

旧町村の枠組みが生じているのではないかというご意見であります。実際、土木工事について申しますと、金額の大きな工事では町内の該当する等級の全ての企業を指名しており、そのようなことはないと考えております。

それ以下の中規模、小規模の工事につきましては、工事の場所によってそれぞれの地域の事業者を中心に指名を行っております。これは、現場の地理あるいは周辺住民の生活状況など地域に精通しておりますし、地域の実情に詳しい事業者を指名することによりまして、現場でのトラブルの対応あるいは災害時における復旧作業など迅速な対応ができることや、きめ細かな工事ができると考えられるからであります。

公共事業は、地域住民のニーズに合った生活基盤をできるだけ安い値段で、なおかつ高い品質で、できるだけ短い期間で整備することが求められております。またその一方では、地域経済を支える大きな柱でもあり、幅広く、確実に、早期に経済効果を波及させることも非常に重要なことだと思っております。

今後も町内の企業が安定して持続できるように努めていきたいと考えておりますし、また発注に当たっては、これまでと同様に入札の客観性、競争性、透明性の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

4番 市濱等君。

4番（市濱等）

大きな工事については、そういう枠組みでやっておいでになるというふうなことをお聞きしました。小さなものでも、事情を私ちょっと見ますと、1物件について、ほかの町内——ほかの町内って旧町村ですけど、こんなことを私は言いたくないんですが、旧町村で1社程度ずつ入っておるというふうな、それは皆さんがそういうふうな審査でやっておいでになるということですが、私はこれもやはり、例えば指名するのがその地域の指名業者でもいいですが、また

そのほかに、例えば私の考えですけど、一般指名をいただくようなシステムは新しくできないかなと。そうするとまた、この工事には俺は自信があるんだけどな、何とか私の技術でこれをやってみたいなというふうな企業が活力を得るのではないかなというふうなことを私は思っております。

ついでに言わせていただきますと、合併、統一の対語といたしまして分離、開放がありますね。歴史を見ていると、合併、統一されたところに新しい芽が余り育っていないのじゃないかなと私は思うんです。改革、開放に発展の機運が高まるように思えて私はなりません。

世界の話でございますが、プラハの春、市場経済ですね。それからベルリンの壁の崩壊、ドイツの経済の急進とか、それから中国、鄧小平の改革、開放路線で今の中国の繁栄があります。旧態依然としたところに交流、発展は望めないと私は思います。何とか努力していただきたいなというふうに思います。

町長、ここまで何か答弁できますか。こういう思いに対してどうですか。私ができたら努力していただきたいと。開放していただきたいと。開放というか、できるだけそういう状態をつくっていただきたいというふうに私は思うんですが。

答弁はできないそうでございます。もう最後ですね。

議長（鍛冶谷眞一）

市濱議員、質問が何なのかが伝わっていないようですから、ご自分の今の思いの質問をこういう質問ですというふうに伝えてもらえませんか。そうすれば答弁できると思います。

4 番（市濱等）

再度の質問になると思います。先ほどの質問の再度の質問で、そうして私が述べたことに対してどうかなということをご意見をお伺いしたかった。

それでは、わかりました。町長も理解できないと。あなたの言うことは理解できないということらしいです。

最後に、よろしいですか。時間もう6分ほどございます。

私は、努力していただきたいなというふうな思いを込めてお話しさせていただきました。

それで、入札は監理課が担当だと私は思うんですが、監理課が入札課ということだけではなしに、各課の事業、例えばチェック機関だというふうに私は思っております。品質のよい製品を町民に提供する責務があると。そして、例えばコンセールのように1社応札の場合、立ちどまってまたチェックをする必要があるのかなというふうに思います。また先日も工期の問題も出ておりまし

たが、しっかりとした工事をできるような配慮が必要でなかろうかなというふうに思います。

また、今後も町民がいつまでにつくってくれというふうな恐らくなかなか要望は少ないと思いますが、今後、大きなプロジェクトがめじろ押しでございす。町に活気が沸くような執行を望んで、質問を終わりたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

答弁は必要ありませんか。よろしいですか。

4 番（市濱等）

はい。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で4 番 市濱等君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここでしばらく休憩いたします。再開は議場の時計で午前11時5分としたいと思います。よろしくお願いいたします。(午前10時55分)

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前11時05分再開)

それでは次に、1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

公明党の田端雄市でございます。

初めに、昨日の豪雨で広域にわたって大変な被害があったようでございます。被災された方々に対しまして心からお見舞いを申し上げるものでございます。

本日、質問に当たり、町民のために自分が何をすべきか、何ができるかということを問うてみました。その上に立って、本日の議論が意義あるものとなることを望むものであります。

商品券の発行について、その総括と検証をどのようにされたのか、町民の反響としての声も紹介いただきながら答弁をお願いしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、田端議員のご質問に答弁させていただきます。

今回のプレミアム商品券につきましては、平成26年12月27日に閣議決定されました地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策で、地域振興に貢献する商店街において地元消費の拡大、地域経済の活性化を目的として行われたものであり、能登町でも商工会が事業主体となって実施されたということで、まずご理解いただきたいと思っております。

平成26年度補正予算でありまして、商工会への補助金4,400万円は国の交付金であります。商品券は換金分2億円と合わせまして総額2億4,000万円ということであります。

能登町商工会が行ったこれまでのプレミアム商品券の取り組みとしましては、平成26年度に消費税が5%から8%に上がった際、消費喚起を促す目的で町助成金と商工会の持ち出しによりまして10%のプレミアムで1億円分の商品券を発行いたしました。このときは、1人当たり5万円で家族人数分という設定でありました。そして、商品券の発売に関しましては20日間程度の日にちを要したということでもあります。

町商工会では、今回のプレミアム商品券の発行につきましても、20%のプレミアムではありましたが、平成26年度を参考にいたしまして同様の条件で考え、商品券の有効期限が6カ月間であることから4月と8月、2回に分けて1億円ずつ行うことといたしました。1回当たり上限を1人5万円で家族5人分までの25万円を基本といたしました。このことは広報等でお知らせもしたとおりであります。

また、町民からの声ということですが、直接町へ意見というのはありませんでしたが、商工会職員の反省点としては、1人当たり5万円に限定したり世帯当たりの上限を減額したりすれば多くの人に渡る。また、駐車スペースが狭かった。会場が狭かった。販売時期を考慮すべき。真夏は対策が必要で、整理券を配布すればよかった。販売は1回がよい。事前申し込みの検討が必要。2割のプレミアムがついたことで、これほど大きく変化するとは思わなかったといったものがありました。

今回の発売につきましては、26年度と同様な取り組みをしたため、高齢者や障害者に対し十分な配慮がありませんでした。また事業を終えてのことではありますが、ある市では、はがきで申請し、抽選で購入者を決定したとのこと

です。この手法ですと、現地で並ぶこともなく不平等が発生しませんし、そして引換券を入手された方はどなたかに購入を依頼することも可能ということでもあります。

今後、プレミアム商品券等の事業を行う際は、今回の反省点、改善点を踏まえまして、県内市町の手法や金額等を参考にするなど、公正、公平に重きを置いて広く町民に伝えられるよう十分商工会と協議し、指導もしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

当事業、プレミアム商品券は、景気の非常に悪い時期に東海地方のある商店街が商店街の活性をとという要望を受けまして、公明党が政策として実現したものと承知しております。この事業については、景気の押し上げになっている、また、ばらまきだという、その功罪が問われることもありますけれども、地域に応じた工夫を凝らすことでその事業の目的を果たすことができるはずであると、こう考えております。

ただいま町長から答弁をいただきましたが、常によい考えは後から出てくるというような思いが今答弁を聞きまして感じました。ただ昨年度、今紹介ありましたとおり一回しているわけですから、もうちょっと情報を収集して工夫をいただきたいかったというのが私の考えでございます。

また、話もありましたとおり、1人限度が5万円がよかったのかどうかということも考えながら次検討できればなと思います。なかなか町民の声としては、並んでみたけれども自分の番まで来なかったというような話もあって、苦情のほうがよく私のほうには耳に入ってきました。

今回の発行は、そういう意味ではちょっと工夫が欲しかったということですが、特に私が今回お願いしておきたいのは、高齢者とか障害者、また子育て世帯とか生活困窮者、そういった人に対して先ほど答弁あったとおり、はがきでやるような優先枠、また別枠をつくるという工夫は十分考えられた。私もそういう情報は知っておりましたので、これはあってしかるべきだったと思います。

その根本に、今回、商工会が実施したという話でございましたけれども、商工会に対して役場の指導性というのがあったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

あわせて、今後この商品券の使われ方がどのようにして使われたかというこ

とによって、どのような消費傾向が本町にあるのかということがデータとして出てくると思いますので、今後実施する場合、その部分についての工夫を重ねて事業の完成度を高めていただきたいと、このように思います。

どうか町長の答弁をいただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほども言いましたが、前回やったときには販売に20日間ほどかかったということで、それほど1日で売り切れるとかいうことは商工会のほうも想像はしていなかったということでもあります。そのために今回のような買えなかった人が出てきたのかなという思いはありますので、今後も商工会と十分協議しながら、商工会を指導する立場として、今後、プレミアム商品券の発売に関してはやっていきたいなというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

1番 田端雄市君。

1番（田端雄市）

いろんな事業に際しましては、さまざまな工夫を重ねながら次に進んでいただきたい、このように思います。

次の質問に移ります。

4月から7月の観光客の入り込みについて、8月26日付北國新聞で珠洲市の状況が報告されておりました。

比較した本町の具体的な数字を挙げまして、その総括と検証をお聞きしたい。お願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、8月の北國新聞の記事、私も読ませていただきました。

空港利用の助成制度の内容であります、珠洲市では、のと里山空港利用誘客促進事業の観光客助成制度としまして、空港を利用し市内に宿泊された方に大人2,000円、子供1,000円の助成をするといった内容であります。

能登町におきましても、のと里山空港利用誘客促進事業ということで同額を助成しております。そして、能登町での4月から7月までの利用客の数であります。本年は392名で、昨年と同数となっております。しかしながら最新の集計の8月末までの累計では、昨年と比べまして134名の増、29%の増となっております。

次に、レンタカー利用者への宿泊費補助金についてであります。珠洲市では3月から7月までの期間で343台の申請があったということでもあります。能登町では4月から行っておりますので、レンタカーの申請台数というのは4月から8月の期間で361台の申請をいただきました。特に7月は珠洲市が108台に対しまして能登町は121台と上回っており、8月におきましても161台の申請をいただいていることから、順調に台数を伸ばしている状況かなというふうにも思っております。

次に、能登町内の宿泊施設の入り込み状況についてもちょうと報告させていただきたいと思えます。

能登町への全宿泊者数では、前年同期4月から8月までの期間で5万5,171人から5万9,775人の利用をいただいたということで、4,604人の増でありました。内訳としましては、国民宿舎などの公共施設では14.9%の増、旅館、民宿では8.3%の増となっております、どちらも増加している状況でありました。

町としましては、さらなる観光誘客促進を図るために、能登町観光誘客促進宿泊助成金制度を今年度から新設しまして、4月から開始したレンタカー利用者の宿泊助成に加え、8月からは、新たに開始しました1万円以上のふるさと納税者に感謝し交付することとしました「のっとりんパスポート」による宿泊助成を開始させていただきました。のっとりんパスポートにつきましては、有効期限内2回までの利用ですが、カードを宿泊施設に提示していただくことにより1回につき1人3,000円を4人まで宿泊優待を受けられるものであります。お盆、正月を除く平日限定ではありますが、さらに普及、PRに努めてまいりたいというふうに思っております。

また、ちなみにふるさと納税者の現状であります。8月末で1万円以上のふるさと納税をいただいている方は4,000人を超えました、金額にしますと約6,500万円ということでありまして、順次、寄附金受領証明書とともに、のっとりんパスポートを送付させていただいております。徐々に利用の問い合わせも出てきております。

今後とも、宿泊施設とともにふるさと納税を絡めた周知をさらに進めて、観光客誘客促進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

事業の成否につきましては常に検討されていくということでございますけれども、よかったのか、よくなかったのか、その原因は何か、本町の観光の特徴、強み、弱みは何か。それをよく理解し、長所を強化するのか短所を補完するのか。そこまで結論を出してこそ、PDCAをきちんと機能させたと言えると思います。例えば、本町は珠洲市への通り道でありますけれども、なぜ本町に観光客をもっととどめられなかったのか。その原因に一定の結論があれば、次の改良策もあるのではないかと思いますのでございます。

新聞に載ることが何でもよいと言っているわけではございません。町民にしてみれば、我が町を褒める報道はうれしいもの、こういう意識、またそういう感情があるということは、町長、しっかりその意識、感情を持っていただきたい、このように思います。

外から見た本町の評価は大変厳しいものがある、こういうふうにして私は思います。私の友人が言うには、周辺の市町に比べ埋没しているのではないかと、このような指摘も受けました。

今ほど町長の答弁をお聞きしまして、珠洲市にもすぐれた部分があるということであれば、これは一つマスコミ対策としてもしっかりそういう報道にかかわっていくということも町民の感情を思えば大事な部分でないかなと、このように思います。

以上、今回、今年度の事業につきまして2件の総括と検証をお尋ねしました。

私たち議員はもちろん、町民に対して、常に自己改革を求められる立場にあるのが町長を初め執行部の皆様だと考えております。その意味で、マニフェスト提唱者の北川正恭教授の言葉を紹介し、自戒としたいと思います。

「自分たちの理屈でできる改革を超えて、主権者が納得できる改革をしなければ改革したとは言えない」、これが知事の時代に学んだ体験だと語っております。

どこまでも上を目指す、成長への変革をする本町であっていただきたいと望むものであります。

町長、ご意見があれば答弁願います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

改革というのは非常に難しいことだと思っております。ただ、前にも職員の前で話したことがあるんですが、企業を盛り立てる3つのCというのがあります。これは顧客満足であったり、競争力であったり、あるいは変化に対応するということでもあります。そういった意味では、自己満足で終わるのではなく、町民の皆さんがどれだけ満足していただけるかということが改革の成果だと私は思っていますので、そういう意味でもしっかりと取り組んでまいりたいと思いますし、他の市町とのいい意味での競争心も必要だと思います。また、大きな変化は誰でも気づきますが、小さな変化も見逃すことなくしっかりと捉えて対応していかなければならないというふうに思っていますので、今後もしっかり町政のために頑張っていきたいというふうに考えております。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

町の強みをもっともっとアピールしていくような、そういう機会を捉えて、あらゆる機会を捉えてアピールしていただきたい、こう思います。それが何より町民が喜ぶんじゃないかなと、こう思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

最後の質問になります。

本町の地方創生の主要な舞台とも言える農業の担い手の育成にどのように現在取り組んでおられるのか、また今後どのようにしていくつもりであるか、その答弁をお聞きしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

本町の農業に関する取り組みということですが、平成22年国勢調査によれば、町内の全就業者に占める農業従事者の割合は10.4%ということで、県内では2番目に高い数字であります。また、特に畑の耕作面積も690ヘクタールと県内2番目の規模を有しております。また、牧草作付面積あるいはクリの収穫量、肉用牛の飼養頭数は県内で最も高い数値であることから、田端議員の農業に対する思いというのは、やはり町の地方創生を語る上でも1次

産業、特に農業の振興というのは欠かすことのできない重要な要素であるというふうにも思っております。

しかしその一方で、農業に従事している方々の平均年齢はといいますと65歳ということで著しく高くなってきており、能登町では3本の柱を基本とした担い手対策を推進しているところでもあります。

1本目の柱としましては、これまでも精力的に営農されている既存の農業者の皆さんへの支援ということでもあります。

平成25年度から中核的な農業者に対しまして農業機械の購入に対する支援を実施しているほか、国や県と協力して圃場整備等の経営基盤改良を実施しております。今年度から新たに、米価向上による所得の安定を図るため、食味測定器の活用によりまして地域ブランド米の確立にも取り組んでいるところでもあります。

このほか青年就農者の育成にも近年力を注いでおります。能登町では、年齢を問わず、町内外から営農意欲の高い青年就農候補者の発掘を進めており、住民の方々からいただいた情報をもとに本人と面談を重ねまして、将来的に自立経営が可能なビジョンを模索し、県とともに経営指導や営農指導を実践しております。また必要な際には、経営当初5年間の経営支援が趣旨であります国庫事業の青年就農給付金を申請していただいております。

2本目の柱としましては、町外からの就農希望者への支援ということでもあります。

県と連携しまして農業インターンシップ事業を展開し、都市部に在住の田舎暮らし、農業経営の志向が高い方を対象として受け入れ、町外からのUIターン者で定住される方には5年間の家賃助成も行っております。そして、平成19年の事業着手からこれまで7名の研修生を受け入れております。1名ではありますが貴重な担い手として能登町にも定着もしていただいております。

3本目の柱としましては、農業生産法人等の企業誘致や異業種法人の複業化支援ということでもあります。

ご承知のとおり昨年度から、先ほども申しましたが町内の立壁、四方山、白丸地区の一部で有限会社ワールドファームという茨城県の会社が企業進出していただいて、町内在住の2名も雇用していただいているということでもあります。

そして、地元建設業などの異業種企業参入によりまして町内学卒者の雇用も生まれております。農地を提供している地域の人たちと営農に関する情報交換などの交流も行われているということで、以上のように既存の町内農業者を筆頭に、青年就業者、また複業化を含めた企業の育成に行政としてどのようなバックアップが求められているかを吟味し、地元の農協や県と足並みをそろえながら、これからも担い手の確保、育成に取り組んでまいりたいと思っております。

すので、ご理解いただきたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

本町として現在さまざまな取り組みをしておられるということはわかりました。また、その中で、そういう結果も徐々に始めていると、このようなことも今答弁をいただきました。また、今後の努力もされるということなので、それに対しての評価もすべきだと思います。

ただ、私は、リーダーとしての町長というのは希望を与えることが大事である、このように思います。その意味では、今の町長の話を聞いて、能登町へ行って農業の担い手になろうという人がいるのかということが大事ではないかな、こう思います。具体的にお話を進めて、その中から私のほうも提案をしてみたいと思います。

冒頭、データに基づいて、農業従事者の割合、耕地面積などについては県内の2番目に位置しているとお話がありましたが、農業地域に住む者にとってはそのようなマクロな数字は余り意味がないんです。私の生活の中での目の前の農地が荒れている、これが問題なんです。

70代の夫婦で田んぼ、畑をつくっている。あと数年でできなくなる。その後を考えなくちゃいけない。ここを支え、引き継いでいくという意味での担い手のことをどうするかということも当町にとっては大事なことでないかなと、このように思います。

耕作放棄地の解消については、補正予算にもありました県が実施する農地中間管理機構、またこれも県が実施するものですが、担い手確保を目指し農業参入総合支援プログラムが創設されております。いずれも大規模農業に対するものであり、先ほど紹介しました小規模農家の担い手にはつながっていかないのではないかと、このように思います。

先日、担当課の職員の方から現在の状況を少し聞かせていただきました。その中で私が確認したことは、小規模農家の田んぼや畑などの担い手は、今まででもそうでしたが今後も農業生産法人の運営を頼りにしていくのが最も現実的ではなかろうかと考えました。

そこで課題となるのは、受け入れる農業生産法人のキャパシティの問題であります。いわゆるコスト計算の中での厳しい人員配置で運営されております。それをさらにどこまで耕地面積を拡大できるのか、経営手腕が問われるところであります。そこで、農業生産法人を次代の担い手を育成していく場として位

置づけて取り組んだらどうかと考えるものであります。

幸い、1名の方が県外から農業法人に定着されているという先ほどの答弁をいただきました。希望があります。その1人を丁寧に手を差し伸べながら、今後のその人自身の人生のストーリーが描けるようにしていくことが今後の担い手をつくっていくその手本になっていくのではないかと、こう考えるものであります。農業生産法人の組織の強化と担い手参入者に対して、現在施策をしているというだけでなく、担い手を育て上げられるのかという結果を出すため、何をすべきかをみずからに問うような支援をお願いしたい、このように考えます。

もう一つは、農業に携わろうとする者にとって、技術の伝授や伝承などももちろん大事ではありますが、参入者に対する受け入れと励ましなど地域のきずなによって人を育む、そのような環境が農業参入者の事業を持続可能なものにするものではないかと考えております。

担当者から人・農地プランという施策があると聞きました。地域をくくりながら地域づくりをするものというふうにして聞いております。その流れの中で、地域コミュニティの向上、発展に対して本町の地域ごとに合った何らかの支援をしていくことは時期に合った施策ではないかと考えるものであります。

この支援につきましては、先ほど市議員の答弁の中で町長が支援の表明がございましたので、何らかの形が出てくるものと考えておりますが、以上2点につきまして町長の意見をお聞きしたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

田端議員がおっしゃいますように、小規模の農家さんの後継者というのは非常に大きな問題だなと、あるいは課題だなというふうに思っています。これは第1次産業の農業に限らずに、例えば商店街でも商店の後継者がいない現実もあります。そういった意味では、今回、定住促進協議会を立ち上げましたが、そこで仕事のあっせんということで、農業も含めて、商店街の跡継ぎも含めて取り組んでいかなければならないと思っています。そういった後継者の方に対する支援、サポートというのも町でしっかりとしていかなければならないというふうに思っています。

幸い、1名の方がインターンシップで残っていただきましたが、その方にもしばらくは家賃の助成もさせていただいておりますし、すぐ手放すんじゃなくてサポート体制をしっかりとることによって、安心して能登町で働いていただける環境もつくらなければならぬと思っていますので、そういう意味ではし

っかりとしていかなければならないと思っています。

それと、第1次産業に興味を持っていただくために、今回の補正でもお願いしておりますが、見える化ということで、DVDをつくりまして、第1次産業に子供の時代から興味を持っていただくような取り組みによって、一人でも第1次産業についていただける取り組みを町としてもしますので、ぜひ議員の皆さんにもご協力もいただければなというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

1 番 田端雄市君。

1 番（田端雄市）

今後の事業の成否をしっかりと見ていきたいと思います。

いずれにしても、きょうの一般質問の中で他の議員の中にありましたが、ここで食いとどまらないと、どこまで落ちていくかわからないというのが今の町の状況だと思います。そういう意味では、さまざまな事業をやっていくわけですが、そこで一つ結果を出そうと。そのためにこそこれをするんだという熱い思いで、どうか事業に取り組んでもらいたいと思います。

そういう意味では、先ほど見える化の事業でDVDの作成ということがありましたが、これもまた現場の農業者、漁業者の意見、体験をしっかりと受けとめて、それを見て夢が描けるような、そういう担い手が参入してこられるようにどうか努力をお願いしたい、このように思います。

以上で質問を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で1 番 田端雄市君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時としたいと思います。よろしく願いいたします。（午前11時40分）

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。（午後1時00分再開）

それでは次に、6番 酒元法子君。

6番（酒元法子）

初めに当たりまして、このたび奥成議員がお亡くなりになりましたこと、この場をおかりいたしまして心よりご冥福を申し上げたいと思います。

また、各地で大変な豪雨に見舞われました方々におかれましても心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告いたしております3点についてお尋ねしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず1点目でございますが、町幹部職員の女性登用状況及び男女共同参画推進の進捗状況についてであります。

国は、2020年までに官民を通じて管理職など指導的地位にある女性の割合を30%へ引き上げる目標を挙げております。本年6月19日時点の内閣府男女共同参画局の資料によりますと、地方公務員の本庁課長相当職以上で13.1%、男性の育児休業取得率が1.5%、審議会等委員に占める女性の割合が25.2%などとなっております。私は平成23年3月定例会でもこの問題を取り上げましたが、当町の取り組み状況や進捗状況について再度お尋ねいたします。

まず、本庁課長相当職以上の職員の女性割合について、23年3月の答弁では当時の全国平均7.8%以下の7.7%でしたが、27年度ではどれくらいになっているのでしょうか。

また、教育委員会や選挙管理委員会等の行政委員会や、介護認定審査会や社会教育委員会等の附属機関での委員総数に占める女性委員の人数や割合はどのようなになっておるのでしょうか。

また、平成23年3月では、各種委員会及び審議会等に占める女性の割合が全国平均の18.9%に届かない18.1%ということで、町長は答弁で、各種委員の登用に際し、一般公募制の導入や女性の委員登用を積極的に推進するため、今後も公募を行う審議会等の設置状況や改選時期、委員の募集等を随時ホームページに掲載し、登用に努めると答弁されておりましたが、公募制を導入した審査会等の数及び審査会等全体での割合、一般公募の定員に対して応募をされた女性の割合はどうなっているのか、お尋ねいたします。

また、23年3月の答弁では、男女共同参画を推進するに当たり、家庭等におけるサポート体制について、町長ご自身から広報や有線テレビ、インターネットを使った情報発信、また地区公民館での男女共同参画に関する事業実施や県の出前講座等を利用した各種事業を展開し、参加を促しながら家庭内の意識改革を図っていくと提案されておりましたが、それらの事業の実施状況につい

てお答え願いたいと思います。

また、地域に根づいている性別役割分担意識の払拭については、役場内において横断的な連絡網を設け、町の男女共同参画推進審議会と共同して、関係者多数の助言を参考にサポート体制を強化していくとあわせて提案されておりましたが、これについても実施状況についてお答え願いたいと思います。

お願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

私のほうからは、町の幹部職員と男女共同参画についての答弁をさせていただきたいと思います。

女性の登用状況につきましては、パーセントではなく人数ですが、課長職が16名のうち1名、課長補佐級が19名のうち3名を登用しているということであります。また登用につきましては、男女共同参画社会を目指す観点からも、男女問わず課長職を希望する職員に対しましては昇任考査を実施しておりますが、考査の希望は任意であるためか、特に女性職員からの希望が少ないのが現状であるので、ご理解いただきたいというふうに思っています。

次に、本町の男女共同参画推進の進捗状況であります。町村合併後に町民に意識調査を実施いたしまして、その意識調査をもとに平成21年3月に男女共同参画推進プランを策定しております。その後、平成22年3月18日に推進条例を制定いたしまして、毎年、男女共同参画社会の実現に向け、推進審議会を設けて協議を積み重ねております。現在は、第2次の男女共同参画プランの策定に向けて担当課及び審議会で審議、検討をいただいております。

女性の活躍推進というのは、本町の持続的成長のためにも不可欠であろうかと思っておりますし、女性が企業の責任ある地位で活躍するというのは企業の競争力強化にもつながると考えております。これを踏まえまして、行政分野、経済分野においても将来指導的地位へ成長していく人材プールに向けて取り組みを強化していきたいと思っておりますし、また、職場ごとに効率的な業務運営などワークライフバランスに資する取り組みの評価を行いまして、さらなる改善につなげる取り組みを実施していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

6番 酒元法子君。

6 番（酒元法子）

すばらしい方々がたくさんおられます中で、管理職にならない、申し込まないというその理由は何なのでしょうかね。それをお聞きになったことはございますか。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

私自身は、特に女性職員からそういうことは聞いたことはありません。

議長（鍛冶谷眞一）

6 番 酒元法子君。

6 番（酒元法子）

それぞれのご家庭で、受けられない理由というのは違いがありますでしょうが、やはりこれから、この間の新聞でもテレビでも叫ばれておりますように、先月 28 日には企業に女性活躍推進法が成立いたしました。女性の採用比率、勤続年数の男女の差、女性管理職の比率、これらの実態を把握して行動計画を策定して公表し、数値で示すことが義務づけられておりました。虚偽の報告をした場合の罰則も出ておりました。

こうした中で、今までのように申し込みがないとか希望者がいないとかというような原因、理由でずっとこれから先やっていると、大変もったいない人材が眠ってしまうような気がしてなりません。その原因をやはりサポートして、いろいろ子育ての終わった方もおられますでしょうし、またその反面、お年寄りに手がかかる家庭もあると思いますが、そうした中で、皆さんでいろいろ地域のサポートもしていただいた中で、安心して仕事に専念できる体制固めもこれから必要ではないかなという気がいたしますので、どうか町長、愛情のある、仕事も大事でございますが、やはり人材を育てるということで、何とか現状に合った力強いお考えをお示しになっていただきたいと思いますと思いまして、この件においては以上にいたしたいと思います。

次に入らせていただきます。

2 点目の児童虐待についてお尋ねいたします。

児童虐待の課題といたしましては、浜松医科大学の杉山先生のお話によりますと、これは私、6 月 11 日に女性議員の勉強会というのがございまして、東京

のほうへ行ってまいりました折に、こうしたお話をお聞きする機会がございましたので、あえて質問をさせていただきました。

1に、対応が後手になり急増に追いつかない。2、性的虐待が十分に把握されていない。3、里親へのバックアップが不十分。4、発達障害と子供虐待が複雑に絡み合うことへの理解が不十分等々があると言われております。

また、児童福祉法第10条では、市町村の業務として、児童及び妊婦に関し、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、付随する業務を行うとなっています。

当町における児童虐待の実態やその対応策について、現在実態があるのか。また、あった場合どのような体制を構築されているのかをお答え願いたいと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは酒元議員のご質問に答弁させていただきますが、児童相談所におけます児童虐待相談対応件数につきましては、平成25年度で全国では7万3,765件、石川県では687件、そして羽咋郡以北が担当地域であります七尾児童相談所においては79件あり、年々増加傾向にあるということであります。種類別では、身体的虐待、次いで心理的虐待、育児放棄等のネグレクト、性的虐待の順番で、虐待者別では、実母が最も多く、次いで実父、そしてその他ということになっております。また、虐待を受けた子供の年齢構成別では、小学生が最も多く、次いで3歳から学齢前児童、3歳未満、中学生、高校生の順となっております。

虐待を受けている子供を初め、虐待に至る前の気になるレベルを含めた要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子供等に関する情報や考え方を共有して、適切な連携のもとで対応していくことが重要であろうかと思っております。

町では、七尾児童相談所を初めとする児童福祉関係機関、保健医療関係、警察、教育関係、人権擁護関係機関の計15機関によります能登町要保護児童対策地域協議会を設置しております。連携のあり方と役割分担等について協議する代表者会議、実態を把握し経過支援を行うなどの実務者による会議、新たに発見した要保護児童へは、個別ケース検討会議を開催して対応を図っているところでもあります。

昨年度、当協議会で扱った件数というのは12件となっております。今後も

関係機関の協力のもと、虐待を受けている子供を初めとする要保護児童の早期発見や適切な保護が図られるよう、当協議会の活動を強化してまいりたいというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

6 番 酒元法子君。

6 番（酒元法子）

今ほど町長おっしゃられたとおり、全国と平成 11 年から 25 年度までに 6.3 倍になっているんですね。そうした中で、能登町にはこれだけの件数というのは本当によかったなと。反面、全然ないほうがいいんですが、これだけでおさまっているのかなと今ちょっと安心はいたしました、これからが課題だと思います。いろいろと係の方々に見守っていただいて、目配り、気配りをして、ぜひとも早期発見につなげていっていただきたいと思います。

また、そうした対応、その後の対応が問題になってくると思いますので、その点も含め、あわせてどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

3 点目になります。能登地域の広域組織の再編、統合、機能拡充についてお尋ねいたします。

現在、能登地域には、能登地域の活性化のために運営されている能登半島広域観光協会、のと里山空港利用促進同盟会、能登の旅情報センター、能登定住・交流機構、能登井事業協同組合、産業創出支援機構能登サテライト、能登ネットワークなどが能登地域の活性化のために個別ごとに目的を持って活動しております。これらの組織は、もともとは県の指導や支援を受け発足していると思いますが、あくまでも運営は地元が主体となって力を合わせて運営されるものでなければなりません。

少子化や過疎化など能登の行く末を考えたとき、人材と財政の効率的な運用を図りつつ、能登地域のさまざまな地域資源の観光化やニーズに応じた自在の接ぎ合わせなど、今以上に能登の魅力を引き出すための意欲的な人材の育成、確保が必要不可欠だと思います。幸いにも本年は北陸新幹線効果やそれに伴う能登観光ミニブーム等、人口交流の拡大がなされています。このようなタイミングの中、これらの組織を根本的に再編、統合し、人材も一、二年で交代するような市町職員の派遣方式をやめて、意欲的な民間活力による専任配置に切りかえていくことで、1 足す 1 は 2 ではなく 3 や 4 になる可能性があるのではないかと思います。

このような思いは、能登地域のさまざまな方々が素朴な意見や疑問として思

っていたことと思います。能登、特に能登町を含む奥能登の近い将来の姿を考えれば、市町の境を越えて議論を始めなければ、座して死を待つ結果に終わりはしないかと思っていますところでは。

将来の能登を背負ってくれる若い世代のためにも、奥能登の首長さん方は各分野のリーダーとともに覚悟を決めて奮起し、この能登地域に合ったよりよい仕組みのつくりかえ、若い世代にバトンタッチしていく責務があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは酒元議員の質問に答弁させていただきますが、今ほど挙げられた奥能登地域のいろんな団体があります。のと里山空港利用促進同盟会、能登半島広域観光協会、能登の旅情報センター、石川県産業創出支援機構の能登サテライト、能登定住・交流機構、奥能登ウェルカムプロジェクトなど、いろいろな組織があるということなんですが、実際、民間でやっている組織もあれば自治体が絡んでいる組織もあるということで、統合とかそれはなかなか難しい面もあるかと思いますが、奥能登は一つという考え方から、意欲のある職員あるいは人材をそういったところに充てるというのは非常に大事なことだと思いますので、そういった意味では、ことしいろんな意味で注目を浴びている石川県、能登でありますので、その辺も踏まえて今後の体制といいますか、そういうのを検討していかなければならないと思いますし、そのためには奥能登広域圏事務組合という2市2町が加わった組合もありますので、そこでの議論も必要かなと思いますので、町としては、やはりそういったところに投げかけながら今後の体制づくり等も議論、検討していきたいなというふうに思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

6番 酒元法子君。

6番（酒元法子）

今お答えになりました中で、当町から出向している同盟会とかいろいろありますが、かねがね空港できてから12年目ですか、ずっと私、思い返してみますと、今までおられた方々が決して悪いというわけじゃございません。勘違いしないでください。その同盟会へ行かれる人に対して、その方々はいか

に意欲のある方か。その道に対して意欲を持った方、それぞれ人には向き不向きがあるかと思います。2市2町の方々から集まってきておられるわけですが、今取り上げられて、心配と申しますか、こうしてほしいなというお話がたびたび聞かれますので。

と申しますのは、やはりあそこの働きぐあいで大変違いが出てくると。前の女性の方がおられたときにはこうだったね、今はまたこうだったねと、そういう話を私、具体的に申し上げられませんが、方々へ出かけて宣伝をして、その同盟会ではどうしなきゃならないかということを考えておられるでしょうが、もっと意欲を持っていただけるようお願いをしていただきたいと思います。

今おられる方は決して悪いというわけじゃないんですよ。ですが、2市2町の首長さんにぜひとも町長お願いして、一本になって境を越えて、この同盟会が頑張ってくれるからこういう結果が出たというような話になってほしいという、県からもそういう話がございましたので、あえて私きょうお願いをさせていただいているわけでございます。

どうか2市2町頑張って、町長の一声で、また、お考え次第で変えることが幾らでもできると思うんです。ですからどうか能登町のため、奥能登のために、どうぞお力をおかしくくださいますようお願い申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で6番 酒元法子君の一般質問を終わります。

それでは次に、12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

よろしくお願いいたします。

前段の質問の中で、各議員のほうからいろいろ話がありましたけれども、まず私のほうからも同席しておりました奥成壮三郎議員の逝去を心からお悔やみ申し上げたいと思います。

そしてまた、先ほどニュースを見ておりましたら、これまた皆さんお話がありましたけれども、夕べかけさのニュースで9名の、土砂災害のことですけれども、行方不明だというのが先ほどのニュースで25名に膨れ上がっておりますけれども、この地域の方々にも一日も早く不明者の方が発見できますように、そしてまた被災された方の心痛をお察し申し上げたいな。そんな思いを込めて私の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私の質問は、見たとおり簡単明瞭でございます。1番の田端議員のほうから

お話が出ておりましたので、私のほうからは、私の思いということで少しばかり今回お話をさせていただきたいと思います。

大変決めつけた話で申しわけありませんが、恐らくプレミアム商品券の発売に当たって、行政として事細かな協議そのものがなされていなかったであろうなど。

ちょっと申しおくれましたから、私も議員という立場で大変反省もしていましたし、いろんな話を聞かせていただきましたし、商工会の方々ともこれから先のことについてもお話もさせていただいた。そんな一人でありますし、私も反省しているという中で、皆さんにお話をしたいと思いますが、そういう決めつけで申しわけありませんが。

そしてまた、何事においても検証というものは、プレミアム商品券によらず、どんな事務事業においても検証があってしかるべきであろうかな、そんなふうに思っていないわけであります。大変決めつけた形で申し上げて申しわけございませんが、恐らくそんな細やかな検討、協議はなされていなかったであろうなど。

それは町長も前段に田端議員にお話ししたとおり、消費税のアップのときのお話等々もありました。商工会さんもそんな思いがあったということで、今お話をされておりましたが。

ここで、私もそうですけれども、町民の方も2割の商品券、これに関してはかなり浸透していたかなと思うんですが、もう少しやはり町民にも知っていただく必要があろうということで、私なりに勉強したことも思いもお話をさせていただいて、町長に質問しますけれども。

町として、能登町へ入ってくる交付金が4,300万余りというふうに伺っておりますけれども、交付金イコール税金であります。国民、県民はもとより当然町民お一人お一人に権利があってしかるべきなものであったであろうな、そんな思いをしておるわけですが、購入された方に関して、何か小言を言っているようにとられても困りますので、消費喚起ということではルールにのっとって買われたんですから、私は、それはそれで思い切って消費喚起につながるようなお買い物をしていただくようにはお願いをしたいな、そんなふうにも思っておりますが。

今回の商品券に関しては、全国に大変な事件に近いようなことも起きている。これは職員の方も知っている方もおいでと思うんですが、町長、こんなこともありました。私も調べてみましたら、お1人で600万も買った人が全国におるそうです。ということは、いかに手法を変えれば買えたんですね。買う気のない人をお願いをし、多額なお金を預けて、何十人と使ったのであらうと思うんですけれども。そんな方は異例なんですけれども、能登町にはそういう

方もいなかったであろうかなと思っております。

そうということで、全国自治体1, 700余りにこの券が動いたそうでございますけれども、私の質問はこれからなんですが、町長、端的にお答え願って結構です。田端議員にもお話をしておりますので。私が7点か8点、私の浅知恵で気がついたこと、町民からお伺いしたことを羅列してみましたので、一つ一つ端的に答えていただければ結構ですので、よろしくお願いをしたいと思います。

質問は今お話ししたとおり、私が要旨に書いてありますね、8点。それ一つ一つに思いのほどをいただければそれで結構ですということで、端的にお答えいただければということで私言ったつもりなんですが、届かなかったのでしょうか。何番議員かの話で、わからなかったのかな。よろしくお願いします。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは宮田議員の質問に答弁させていただきますが、あくまでも質問の要旨ということで書いてありましたので、いろんなつけるものがあるのかなという思いで質問を聞いておりました。申しわけなかったと思います。

それでは、まず1番目の町民の何%が購入されたのかなというご質問であります。商品券の購入に係る条件で算出できます数字としては、世帯割合が考えられます。購入に来られた方1人がその1世帯分を購入したと考えますと、商工会からのデータによりますと、1回目と2回目の延べ購入者は1,512世帯分で、7月1日現在の能登町世帯数が7,898で割りますと19.1%の世帯で購入されたということになります。

そして次に、2回にわたる発売は適切であったのかということにつきましては、商品券の有効期限が6カ月間であることから、早期の経済効果も図りつつ、年度の上半期だけで終了するのではなく、年末年始の経済波及も考慮し2回に分けたということでもあります。また、年金受給者の方にとっても2回購入できる可能性があることも考慮したということでもあります。そして、1回目の販売につきましては並ばれた方については購入できたと聞いております。しかしながら、2回目の販売については入手できなかった方が多数発生したということで報告を受けております。

次に、交通弱者への配慮はという点ですが、十分な配慮とは言えないかもしれませんが、販売箇所を能都、柳田、内浦の3カ所を設けたということになります。健康を害している方、発売当日に勤務の方への配慮につきましては、特

段の配慮は商工会のほうでは行わなかったということでもあります。

先着順という販売に疑問は持たないのかにつきましては、26年度の販売が先着順の形であり、完売するのに先ほども言いましたが20日間を要したということで、そういった前例がありましたので、購入希望者が購入できないというような事態になることを想定できなかったということでもあります。

また、2回目の販売につきましては、1回目と違う形態をとれなかったのも、2回とも同様の取り組み方で行うと記載していたことからそういった対応はできなかったということでもあります。ただ、2回目は混雑を想定して、町担当課の職員を3カ所の販売所に配置はさせていただきました。

住民全てに権利があるものという点につきましては、おっしゃるとおりであります。

事前申し込みが最善策ではなかったのかという点ですが、先ほども言いましたが、珠洲市あるいは金沢市では引換券やはがきによる抽せんといった手法をとりまして疑義は生じていないようでありますから、今後は検討の必要が十分にあるというふうにも思っております。

今回のプレミアム商品券の販売につきましては、ご指摘の件など取り組みが不十分な点があったと思われませんが、今後、同様の事業を行う際には、今回の取り組み結果を踏まえて、十分に商工会と協議しながら商工会を指導していきたいというふうにも考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（鍛冶谷眞一）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

2番目の質問に入る前に、町長のほうできっと商工会やらの資料をいただいておりますと思うんですが、私も一緒なものを持っております。実は商工会の方と色々な話をさせていただきました。これは町民にも知っていただきたいし、行政マン、町長だけじゃなしに職員の方々にも知っていただきたいということで、私の気のついた点だけをお話をさせていただきますが、例えば1世帯当たりの購入額、1回目4.8冊、2回目が4.9冊。平均購入冊数が1回目が12冊で2回目が14.7冊。こういうデータ。そしてまた人口の割合でいきますと、町長のほうからお話なかったかな。トータル2回にわたって10.何%ですか、いっていますけれども、1回当たり10人に1人、1割の方が購入されているわけで、1、2回ともほとんど変わってないんですね。

そしてまた、これもこれから先検討しなきゃならんのですけれども、1回目

に買った方が2回目にも購入できる。これは後で気がついたことなんですけれども、同じ方が買っているかもしれない。それは違反でも何でもないわけなんです、一言に言うと、ひょっとしたら1割弱、1割ほんの強かもしれない。そういうことも発生している。

そういうことで大変反省材料が今回の点には多かったのかな。そういうことで、特に弱者に対しての配慮は決して怠ってはいけない。そういうことであらうかと思います。

そしてまた、商工会の職員の方にさまざまな反省点を考えてほしいな、気がついたら教えてほしいなということで、私のほうからもお話をしました。田端議員に町長のほうから幾つかの説明がありました。私の目から見て、ああそうかと思うような二、三、事例を申し上げたいと思います。

一言に言って、やっぱり公平、公正が保てなかった。例えば限りなく公平に近いようにするためには、お1人様、金額ももう少し抑えるべきであつただろうな。それから、町長も田端議員におっしゃったとおり、販売箇所も考えていかなきゃならないだろうなということもありました。そして私が一番気にしたのは、町長のほうからはいろんな理由を受けとめられて、2回がよかったのかなというふうにとれるような発言もありましたけれども、私は今回の件で、2回にわたって2万冊という冊数ができたわけなので、少なくとも町民、ここに7月の人口出ていますけれども、まず家庭の世帯数の人間——人間なんて失礼なんですけれども、家族数の分だけは用意はできたはずで、やはり町長、先ほど申し上げた事前の申し込みの中で全世帯にわたる権利を与えるような施策をとればよかったかなと。そんなふうに思っていないわけですし、それでも恐らくや余るはずなんです、人口割でいくと。それをその後どうするんだというような話で検討するべきであつたであらうな、そんなふうに思っているわけです。

そういうことで、今回の件は大変一言で言ってお粗末であつたのかな、そんなふうに思っております。

町長、この質問の要旨の中に、私はちょっと書かなかったんですけれども、例えば先ほどもある程度お話ししていただきましたが、このようなプレミアム商品券なるものがいま一度あつたときに、一番にお考えになる点は何だと思えますでしょうか。今おっしゃった中のどれが一番気になるところ、気にとめるところであらうかなという思いをちょっと聞きたいんですが、よろしいですか。もしこういうプレミアム商品券に近いようなものを発行するに当たったときに、一番の留意するところはここであらうかなという町長の思いで結構です。聞かせていただければありがたいのかなと思います。

議長（鍛冶谷眞一）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

平等という観点からは、全世帯、人数分配るのが平等かなと思います。ただ、公平と平等は違うと思います。ですから、公平な機会を与えることは必要かなと思います。ですから、事前の申し込み、あるいは抽せんという形が公平な機会を与えることになろうかと思いますので、そういう配慮といいますか検討が必要かなというふうには思っております。

議長（鍛冶谷眞一）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

当然そうですね。私もそう思います。執行部の方々にも一つ注意をさせていただきたいと思います。プレミアム商品券参照資料、まち・ひと・しごと創生本部事務局から発刊されております。その中には、必要に応じて予約販売、窓口へ来られた人への対応を別途行くと、こういう文言も入っておりますので、これからは今町長のおっしゃったことをとにかく守るためには、こういうこともあるんだよ。

それからもう一つ、これは私のほうからお願いというかお聞きをし、質問にしますが、この後の検証結果といいますか、商品券のこういうことも書いてあるんですよ。これは執行部、考えておられるのか。おられなかったらおられなかったでいいんですが、必ずしろという代物でもなさそうなので、ぜひ私としてはしていただきたいと思います。そういうことで、課長がご存じならばそれでいいんですが、もし知らなかったら知らなかったですいいです。お答えも要りません。

地域経済に対しどの程度の影響、効果があったのかを把握することを目的としておるということで、プレミアム付商品券利用実態に関するアンケート調査というものも先ほど述べた本部から出ておるわけなんです。その資料も見本等があります。ぜひ町民の方には買っていただいて、商品というか商店街の活性化を願うという中で、これは大変重要なことでないかなと思います。

そういうことで、こういうことも入っておりますので、今後さまざまな分野に生かしていただくための、どのようなアンケートをとるのかわかりませんが、計画があればあったでよろしいんですが、ぜひ私のほうからも要望といいますか願いを込めておきたいなと思います。

最後に、私は私の思いを述べて、お答えも要りません。この件について私の思ったことを少しばかり述べさせていただいて、終わりにしたいと思います。

私、今回思ったのは、どんなことであろうと公平、公正を重んじた施策でなければならないということと、町長一人でない、優秀な職員たくさんおいでますので、やはり一つ一つの事業にそれぞれの思いというものをぶつけ合う、相談し合う、検討し合うというものをぜひともいろんな事業においてやっていただきたい。かつ、課長会議等々もやられておるわけでございますけれども、そういう中でぜひやっていただきたいと思います。

そして、町長、持木町政が始まって以来、大変いいスローガンだと思います。住んでよかった町、住みたくなる町、これを考えたときに、プレミアム商品券だけじゃありません。きょう質問なされた全員の方々の100%とは言えないでしょうが、全てここにつながってこようかと思いますので、住んでよかった町、住みたくなる町において全力投球をしていただきたいということを申し上げて、この件についてはこれ以上お聞きすることも申し上げることもございませんので、全ての事務事業においてそういう思いを込めた中で、町長、補佐をする課長さん、町長初め皆さんによりしくお願いを申し上げて、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（鍛冶谷眞一）

以上で12番 宮田勝三君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

お諮りします。一般質問が本日で全部終了しましたので、予定していた明々後日9月14日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（鍛冶谷眞一）

追加日程第1「休会決議」を議題といたします。

お諮りいたします。

明々後日9月14日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

したがって、明々後日9月14日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月15日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（鍛冶谷眞一）

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会（午後1時58分）

開議（午前１０時００分）

議長（鍛冶谷眞一）

ただいまの出席議員数は、１２人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

本日、揚げております議事日程に入る前に、先般、９月１１日の会議に於いて、私が質問者に対して了解を頂き、それで良しとして、次に進行した件に関して、会議終了後、異議の声がありました。

議事進行の配慮不足の不手際を認め、併せて、答弁者である町長からも一言発言を求めます。町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先般の一般質問の折、私と質問者の間に思いのちがいがあり答弁できなかった事に対しまして申し訳なく、以後、気を付けたいと思っております。以上であります。

議案上程

議長（鍛冶谷眞一）

日程第１、議案第６０号「平成２７年度能登町一般会計補正予算」から、日程第１０、陳情第１号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書」までの１０件を一括議題とします。

委員長報告

議長（鍛冶谷眞一）

常任委員会に付託審査を、お願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会 委員長 國盛 孝昭 君。

総務産業建設常任委員会委員長（國盛孝昭）

総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第６０号 平成２７年度能登町一般会計補正予算（第３号）歳入及び所管歳出

議案第 6 3 号 平成 2 7 年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 4 号 平成 2 7 年度能登町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 5 号 能登町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

以上 4 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

次に教育民生常任委員会 委員長 金七 祐太郎 君。

教育民生常任委員長（金七祐太郎）

教育民生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第 6 0 号 平成 2 7 年度能登町一般会計補正予算（第 3 号）所管歳出

議案第 6 1 号 平成 2 7 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 2 号 平成 2 7 年度能登町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 6 号 能登町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 6 7 号 能登町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について

以上 5 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、

請願第 3 号 小間生地区コミュニティーセンターの建設に関する請願書

陳情第 1 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書

以上 2 件は、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

質 疑

議長（鍛冶谷眞一）

以上をもって、各常任委員会委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

他に、ありませんか。

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論

議長（鍛冶谷眞一）

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（鍛冶谷眞一）

これから、採決を行います。

お諮りします。

議案第60号 「平成27年度能登町一般会計補正予算」

議案第61号 「平成27年度能登町国民健康保険特別会計補正予算」

議案第62号 「平成27年度能登町介護保険特別会計補正予算」

議案第63号 「平成27年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議案第64号 「平成27年度能登町簡易水道特別会計補正予算」

議案第65号 「能登町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」

議案第66号 「能登町手数料条例の一部を改正する条例について」

議案第67号 「能登町子ども医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について」、の

以上8件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鍛冶谷眞一）

有り難うございました。

起立 全員であります。

ご着席ください。

したがって、議案第60号から、議案第67号までの
以上8件は、委員長報告のとおり 可決されました。

議長（鍛冶谷眞一）

次に、請願第3号「小間生地区コミュニティーセンターの建設に関する請願書」についての委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（鍛冶谷眞一）

次に、陳情第1号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書」についての委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここで、暫く休憩します。（午前10時11分）

自席で待機願います。

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前１０時１３分）

お諮りします。

本日、田端雄市君ほか２名から、発議第３号「地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書の提出について」、議会運営委員会委員長宮田勝三君から、発委第１号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」、決算特別委員会委員長市濱等君から、発委第２号「事務検査に関する決議について」、の３件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２、追加日程第３として、それぞれ日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、３件を日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２、追加日程第３として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

**追加日程
追加日程第１**

議長（鍛冶谷眞一）

追加日程第１、発議第３号「地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

１番 田端 雄市 君。

１番（田端雄市）

ただいま上程されました発議第３号、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書の提出にかかる提案理由の説明をさせていただきます。

将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要です。

政府は６月３０日、平成２８年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針と

なる「まち・ひと・しごと創生基本方針２０１５」を閣議決定しました。

今後は、全国の自治体が平成２７年度中に策定する「地方版総合戦略」の策定を推進するのとともに、国はその戦略に基づく事業など“地域発”の取り組みを支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成２８年度に創設される新型交付金など、今後５年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となります。

そこで政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、次の事項について実現するよう強く要請するものであります。

- １つ、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。
- ２つ、平成２７年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（１兆円）」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、５年間は継続すること。
- ３つ、平成２８年度に創設される新型交付金については、平成２６年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手の良いものにすること。
- ４つ、新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど意欲のある自治体に参加できるよう配慮すること。

以上４点を強く要望し、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものでございます。

議員各位におかれましてはご審議のうえ、何とぞ議決賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

質 疑

議長（鍛冶谷眞一）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討 論

議長（鍛冶谷眞一）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長（鍛冶谷眞一）

これから、発議第３号「地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書の提出について」を採決します。

採 決

議長（鍛冶谷眞一）

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（鍛冶谷眞一）

はい、ありがとうございました
起立全員であります。

議長（鍛冶谷眞一）

よって、発議第３号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第３号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

追加日程
追加日程第２

議長（鍛冶谷眞一）

次に、追加日程第2、発委第1号「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 宮田 勝三 君。

議会運営委員会委員長（宮田勝三）

ただいま上程されました発委第1号、能登町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由の説明をさせていただきます。

改正理由につきましては、標準の町村議会会議規則が改正されたことによるものであり、その内容は「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」という規定を、第2条に2項として新たに設けるものでございます。

議員各位におかれましてはご審議のうえ、何とぞ議決賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

質 疑

議長（鍛冶谷眞一）

以上で提案理由の説明が終わりました。
これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。

討 論

議長（鍛冶谷眞一）

これから、討論を行います。
討論はありますか。

（「討論なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（鍛冶谷眞一）

これから、発委第1号、「能登町議会会議規則の一部を改正する規則について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

追加日程 追加日程第3

議長（鍛冶谷眞一）

次に、追加日程第3、発委第2号「事務検査に関する決議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

決算特別委員会委員長 市濱 等 君。

決算特別委員会委員長（市濱 等）

ただいま提出いたしました発委第2号「事務検査に関する決議について」の提案理由の説明をいたします。

町長が決算を議会の認定に付すに当たって地方自治法で提出が義務付けられている書類は、①決算書、②歳入歳出決算事項別明細書、③実質収支に関する調書、④財産に関する調書、⑤決算年度における主要施策の成果説明書にとどまるものであります。今回、提出したこの決議は、さらに決算審査の意義を高めるため、前述の書類だけでなく、地方自治法第98条第1項に規定されている「町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、町長、教育委員会をはじめ、

その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査出来る」議会の権限を、決算特別委員会に委任するものであります。つきましては、議員各位におかれましてはご審議のうえ、ご賛同賜りますよう宜しくお願いいたします。

質 疑

議長（鍛冶谷眞一）

以上で提案理由の説明が終わりました。
これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

議長（鍛冶谷眞一）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。

討 論

議長（鍛冶谷眞一）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（鍛冶谷眞一）

これから、発委第2号「事務検査に関する決議について」を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。
よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

休 憩

議長（鍛冶谷眞一）

ここで、暫く休憩します。(午前10時28分)
自席で待機願います。

再 開

議長（鍛冶谷眞一）

休憩前に引き続き会議を開きます。(午前10時29分)
お諮りします。
ただいま、教育民生常任委員会委員長、金七祐太郎君から発委第3号、「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について」、
議長から選挙第1号「奥能登クリーン組合議会議員の補欠選挙について」の、
併せて2件が追加提出されました。
これを日程に追加し、追加日程第4、追加日程第5として、それぞれ日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

議長（鍛冶谷眞一）

よって発委第3号、「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第4、選挙第1号「奥能登

クリーン組合議会議員の補欠選挙について」を日程に追加し、追加日程第５とし、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

**追加日程
追加日程第４**

議長（鍛冶谷眞一）

追加日程第４、発委第３号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りいたします。

発委第３号につきましては、提案理由の説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

採 決

議長（鍛冶谷眞一）

よって、発委第３号は、提案理由の説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。これから、採決いたします。

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りいたします。

発委第３号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について」は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

よって発委第3号は原案のとおり可決されました。

議長（鍛冶谷眞一）

ただいま可決されました発委第3号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

追加日程 追加日程第5

議長（鍛冶谷眞一）

次に、追加日程第5、選挙第1号「奥能登クリーン組合議会議員の補欠選挙」を行います。本選挙は、同組合議会議員一人の欠員に伴い、同組合同規約第5条第3項の規定により、補欠選挙を行うものであります。

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

議長（鍛冶谷眞一）

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。
よって、議長が指名することに決定しました。

議長（鍛冶谷眞一）

奥能登クリーン組合議会議員に、14番 久田 良平君を、指名します。

議長（鍛冶谷眞一）

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました、久田 良平君を、奥能登クリーン組合議会議員の当選人として定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

議長（鍛冶谷眞一）

したがって、久田 良平君が、奥能登クリーン組合議会議員に当選されました。ただいま、奥能登クリーン組合議会議員に当選されました、久田 良平君が、議場におられます。会議規則第29条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

休会決議

議長（鍛冶谷眞一）

日程第11、「休会決議」を議題とします。
お諮りします。

明日から10月14日まで、及び、10月16日から能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（鍛冶谷眞一）

異議なしと認めます。

したがって、明日から１０月１４日まで、及び、１０月１６日から能登町議会の会期等に関する条例第２条の規定に基づき開く、次の定例会日の前日までを、休会とすることに決定しました。以上で、平成２７年第４回能登町議会９月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会のあいさつ

議長（鍛冶谷眞一）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木 一茂 君。

町長（持木一茂）

平成２７年第４回能登町議会９月会議を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。さる９月７日に開会されました、この度の定例会議におきましては、平成２７年度一般会計補正予算（第３号）はじめ、多数の重要案件につきまして、開会以来、慎重なる御審議を得ました結果、いずれも原案どおり可決をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位から賜りました御意見、御要望等につきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算の執行につきましても、慎重に執行して参りたいと考えております。

さて、先週、鬼怒川の堤防が決壊した茨城県をはじめ、関東・東北地方において、大雨で大きな被害が発生しました。洪水被害に遭われました方々に、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

このような、大きな被害をもたらす自然災害には、常日頃からの備えが大切です。能登町でも９月２７日に能登町総合防災訓練を、小木中学校をメイン会場とし、町内一円で実施いたします。いざという時に備え、町民の皆様も、議員の皆様も、是非ご参加いただき、災害に対する「備え」をとっていただきたいと思います。町としましても、今後とも地域防災力の向上をめざして参りますので、議員各位の御理解と御協力をお願いしまして、今定例会議の閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

散 会

議長（鍛冶谷眞一）

以上で、本日は散会いたします。皆さんご苦労さまでした。

散会（午前１０時３９分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成２７年９月１５日

能登町議会議長 鍛冶谷 眞一

会議録署名議員 田端 雄市

会議録署名議員 金七 祐太郎